

史跡大安場古墳保存活用計画 (案)

2026（令和8）年3月

1. 計画策定の沿革・目的

(1) 計画策定の沿革

国指定史跡「大安場古墳」（以下、「史跡」という。）は、東北最大の前方後方墳を有しており、2000（平成12）年9月に、郡山市単独では初となる国史跡に指定された。また、当該史跡の出土品の一部は、2003（平成15）年3月に福島県重要文化財に指定されている。

この貴重な史跡を保存活用するため、郡山市独自の整備基本計画の策定を平成11年から進め、2009（平成21）年4月に、史跡部分と古墳時代を中心とした古代の歴史を学ぶガイダンス施設を備えた総合公園として、「大安場史跡公園」を開設し、開設以来、郡山市の古代史を学ぶ学習施設として、また、市民の憩いの場として広く活用されてきた。

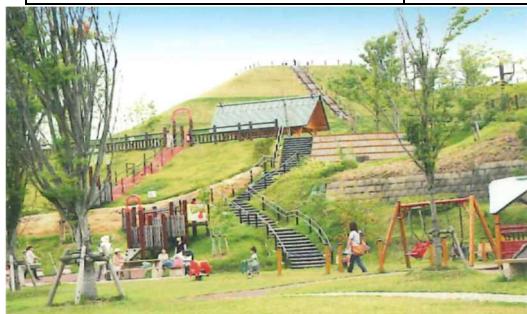
その後、2017（平成29）年2月に本市の子育て支援策の一環として、当該公園の一部に屋根付き砂場等を含む「子どもの遊び場」の機能を追加している。

このような中、2024（令和6）年度に開館した「郡山市歴史情報博物館」の整備により、旧石器時代から古墳時代までの歴史を紹介するこれまで大安場史跡公園が担ってきた役割の変化、開設から15年が経過し、老朽化した設備への対応や、周辺地域での調査の進展などによる新たな発見・研究成果の展示への反映なども迫られている。

この貴重な史跡を確実に保存し未来へ伝えていくとともに、より多くの人々に親しまれるための活用を一層推進していくため、本計画を策定する。

＜整備及び整備後の経過＞

年月	内容
1999（平成11）年3月	大安場古墳等の整備基本計画書
2001（平成13）年3月	（仮称）大安場古墳公園整備基本設計
2004（平成16）年3月	郡山市（仮称）大安場公園基本計画
2005（平成17）年3月	（仮称）大安場史跡公園実施設計
2008（平成20）年3月	大安場ガイダンス施設内展示設計
2009（平成21）年4月	大安場史跡公園として開設・指定管理者制度を導入
2017（平成29）年2月	子どもの遊び場（屋根付き砂場等）を設置



園内施設（冒険広場、発見の丘）



ガイダンス施設

(2) 計画の目的

史跡は、1994（平成6）年に測量調査が行われて以降、市教育委員会及び委託を受けた（財）郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団（現（公財）郡山市文化・学び振興公社）によって、発掘調査及び保存や活用に向けての取り組みがなされてきた。

開設後、多くの利用者が訪れており、各種イベント（企画展、体験講座など）や校外学習等に活用されてきた。

2024（令和6）年度に開館した「郡山市歴史情報博物館」では、本市の通史を取扱うとともに、各施設のハブ機能としての役割を持つこととなった。

そのため、これまで原始時代から古墳時代までの幅広い期間と内容を取扱ってきたガイダンス施設では、より大安場古墳及び近隣遺跡に特化した内容とすることを念頭に、ネットモニターの意見も勘案しつつ、「郡山市歴史情報博物館」との役割分担を図っていく必要がある。

また、開設から15年の課題を踏まえ、老朽化した設備の再整備とともに、より一層の活用を図るべく、機能の見直しを図る必要がある。

2017（平成29）年からは、近隣に位置し、大安場1号墳とほぼ同時期に造成された前方後方墳を有する正直古墳群の発掘調査が進み、大安場古墳との関連性の重要性が増している。

本計画を策定することにより、史跡の現状を整理し、国指定史跡としての本質を見つめなおし、その価値を適切に保存し、次世代へ確実に伝えていくとともに、歴史学習の場の拠点としての活用・再整備を行うことを目的とする。



郡山市歴史情報博物館

(3) 委員会の設置・経緯

本計画の策定にあたっては、学識経験者、地域住民及び観光・レクリエーション関係者からの代表者によって構成される「史跡大安場古墳保存活用計画策定委員会」を設置し、庁内関連部署と連携を図りながら検討を行った。委員会の設置要綱や構成委員、開催経緯については次表に掲載のとおりである。

<史跡大安場古墳保存活用計画策定委員会 委員名簿>

委員の別	職名等	氏名	備考
会長	福島大学副学長	菊地 芳朗	当初整備委員 (大安場古墳整備指導委員会委員)
職務代理者	福島県考古学会会長	藤原 妃敏	郡山市文化財保護審議会委員
委員	一般社団法人 郡山市観光協会会长	菅野 豊	
	東北芸術工科大学教授	小林 敬一	
	郡山市立安積第二小学校 校長	柳沼 文俊	地域住民代表

*職名等は委員就任時。

<史跡大安場古墳保存活用計画策定委員会 開催経緯>

開催時期	主な内容	
令和6年度	第1回（6月）	史跡大安場古墳の現状と課題について、現状確認及び意見交
	第2回（9月）	ネットモニター等の結果報告及び史跡大安場古墳保存活用計画素案について意見交換
	第3回（3月）	前回会議の意見を反映した修正案に対する意見交換
令和7年度	第1回（6月）	基本理念に基づく整備方針の検討
	第2回（10月）	意見集約後の整備方針及び整備計画素案の検討

(4) SDGs の視点

SDGs（エスディージーズ）とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015（平成27）年にニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において採択された2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界の実現を目指す国際目標である。地球上の“誰一人取り残さない”社会の実現を目指し、17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）から構成されている。

この169のターゲットのうち、ターゲット11.4には「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する」との目標が掲げられており、本計画は、この考え方と多面的に関わっていくものである。



(5) 関連計画との関係

史跡を取りまく地域のまちづくりや教育においては地域の文化や歴史を活用した施策がうたわれている。特に、都市計画や観光関連の計画では、独自の文化や文化財を、地域活性化のための資源として捉え、整備活用していくこととしている。

これらの計画と連動することにより、本計画をより広い視野で実施することを目指す。

＜関連計画一覧＞

関連分野	計画名	策定年度	担当部署
まちづくり	郡山市まちづくり基本指針	2017 (2021見直し)	政策開発部
	郡山市総合戦略【2020改訂版】	2019	政策開発部
	郡山市人口ビジョン(2020改訂版)	2019	政策開発部
	こおりやま広域連携中枢都市圏ビジョン	2021	政策開発部
	デジタル田園都市郡山総合戦略	2023	政策開発部
都市計画 ・公園	郡山市都市計画マスターplan	2023	都市開発部
	郡山市緑の基本計画	2020	都市構想部
観光	郡山市観光戦略ビジョン	2025	文化スポーツ観光部
子育て ・教育	第4期郡山市教育基本計画	2024	教育委員会
	郡山市こども・若者計画	2024	こども部
文化	福島県文化振興基本計画	2021	福島県
	福島県文化財保存活用大綱	2019	福島県教育庁
	(仮称)郡山市歴史情報・公文書館基本計画	2019	文化スポーツ部
その他	DX郡山推進計画	2021	政策開発部

※担当部署は計画策定時の名称

(6) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、指定区域のほか、大安場史跡公園として整備した 4.18ha 全体とし、敷地内に立地するガイダンス施設、園路、広場等各施設を含むこととする。

<大安場史跡公園全景>



<史跡を含む近隣遺跡と計画の対象範囲>



(7) 計画期間

本計画は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5か年を前期、2031（令和13）年度から2035（令和17）年度までの5か年を後期とする。

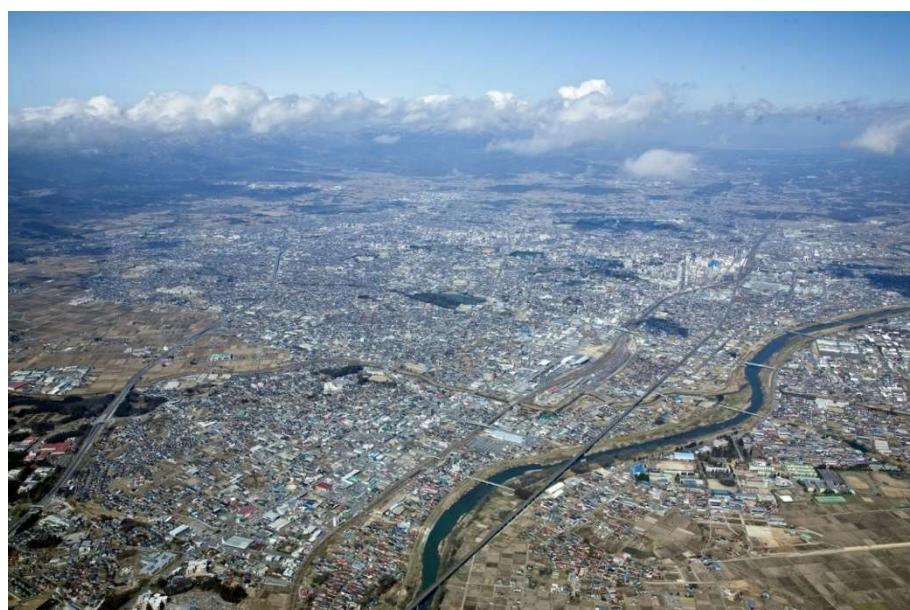
2. 史跡周辺（郡山市）の概要

（1）自然

①地形・地質

福島県のほぼ中央に位置する郡山盆地は、阿武隈山地と奥羽山脈にはさまれた南北に長い盆地であり、花崗岩類とそれを覆う第3紀層並びに凝灰岩より形成された盆地床の一部で300～400mの丘陵地を形成している。盆地を南北に貫く阿武隈川は東の阿武隈山地から流れる大滝根川、谷田川、西の奥羽山脈から流れる笛原川、逢瀬川を支流としており、これら大小の河川によって盆地の西側では大規模な扇状地が発達し、東部地域は丘陵地を形成している。

史跡がある田村町は、西部は阿武隈川沿いの丘陵地、東部は阿武隈山系に属する山間部となっており、面積92.26km²のうち山林原野が半分近くを占める。



②水系

盆地を南北に貫く阿武隈川は、東の阿武隈山地から流れる大滝根川、谷田川、西の奥羽山脈から笛原川、逢瀬川などの支流を集めて北流している。

史跡は、阿武隈山地の西端に向かって流れる谷田川と大滝根川に挟まれた樹枝状の丘陵性台地の縁辺に展開している。

③植生

郡山市内には農地（畑地）を中心に常緑針葉樹の植林地、竹林、コナラ群落が点在する植生で、市域の外縁部にカスミザクラ・コナラ群落等が見受けられる。

④景観

郡山市は郡山盆地の平坦部に市街地が開け、東は阿武隈山地、北は安達太良山系がランドマークとなっている。市街地東部を阿武隈川が南北に流れている。

史跡がある田村町は大部分がなだらかな丘陵地で、その中に農地と集落地が分布しており、地域構造であり、近年住宅地が増加しているが、豊かな自然環境を保持している。

史跡墳頂部からは、西に阿武隈川の支流である谷田川と阿武隈川の間の氾濫原が広がり、北西方向に安達太良山系を望むことができる。



(2) 社会

①位置・立地

福島県の中央に位置する郡山市は、安積平野または郡山盆地と呼ばれる平坦地を中心市街地が広がっており、西は猪苗代湖、東は阿武隈山地、北は安達太良山頂に達しており、市の中心部には阿武隈川が北流している。

(郡山市は、福島県のほぼ中央に位置し、南に須賀川市、西に会津若松市、猪苗代町、北に本宮市、二本松市が接している。)

四季折々の表情を見せる豊かな風景や自然に囲まれ、安積開拓の歴史を伝える名所など数多くの歴史的・文化的遺産を有しているのが特徴である。

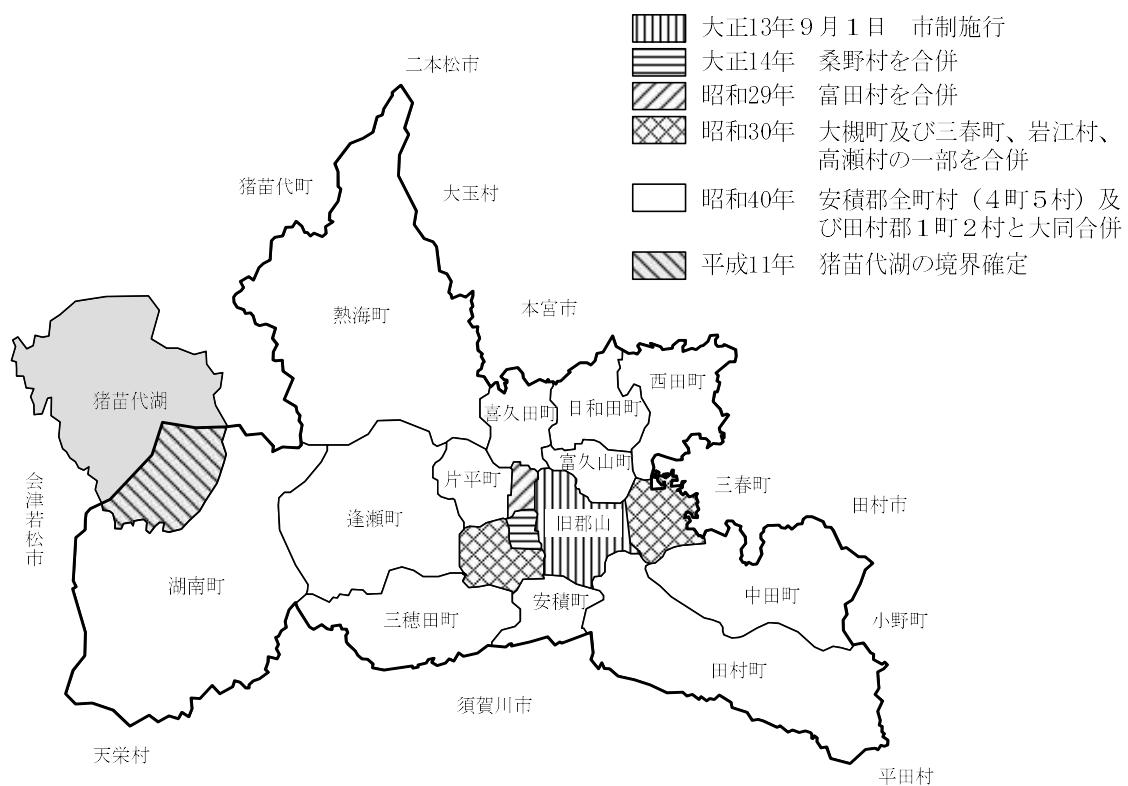
田村地域は郡山市の東に位置し、谷田川や阿武隈山地といった自然環境のほか、国指定史跡宇津峰や守山城のほか、古代から近世に至る数多くの遺跡等が所在する文化資源に恵まれた地域である。

②市域の変遷

郡山市は 1924（大正 13）年 9 月 1 日に市制施行し、全国 99 番目の市として誕生した後、1925（大正 14）年の桑野村との合併を皮切りに、富田村、大槻町及び三春町、岩江村、高瀬村の一部と合併をし、1965（昭和 40）年に安積町、三穂田村、逢瀬村、片平村、喜久田村、日和田町、富久山町、湖南村、熱海町、田村町、中田村、西田村の 5 町 7 村との大同合併を経て、現在では東西 46.78 km、南北 39.95 km、総面積は猪苗代湖の一部を含

み 757.20 km² となった。

史跡がある田村町は、前述のとおり、1965（昭和 40）年の大同合併で合併した町の一つである。



出典：郡山市統計書

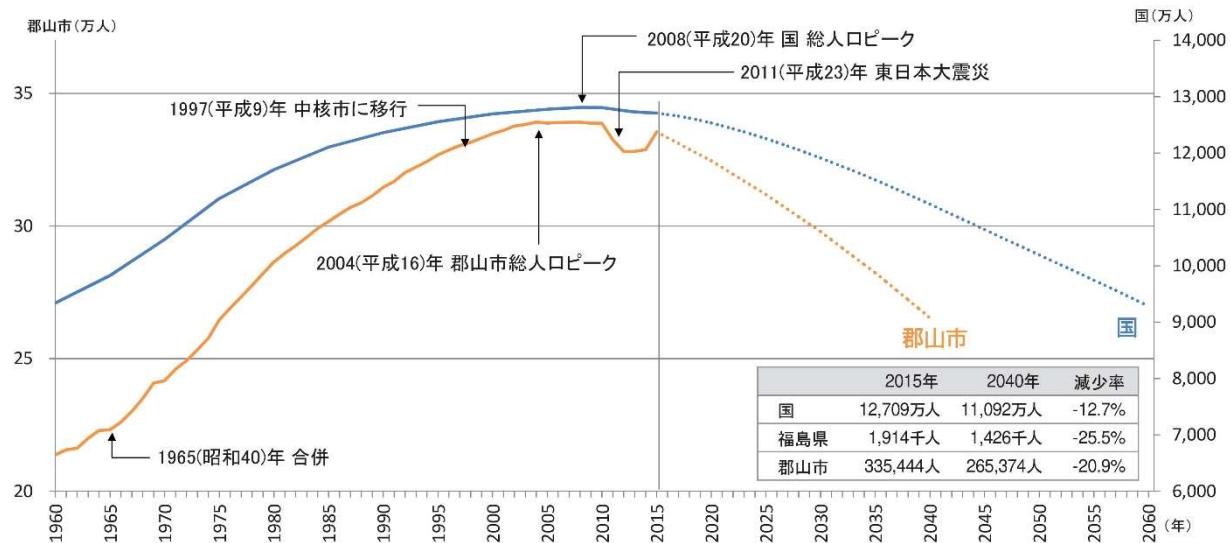
③人口

2020（令和 2）年の国勢調査の結果では、郡山市の人口は 327,692 人、世帯数は 140,441 世帯となっており、前回（2015（平成 27）年）調査時に比べ 2.3 ポイントの減少となっている。

本市の人口は、戦後増加を続けてきた中で合併や高度経済成長期にほぼ倍増してきたが、全国的な少子高齢化と東京一極集中による転出超過により 2004（平成 14）年から緩やかな減少に転じていた。東日本大震災直後に人口が激減した後、回復傾向にあったが、2017（平成 27）年には再び減少に転じ、「郡山市人口ビジョン（2020 改訂版）」（2020 年 3 月改訂）においては、2040（令和 22）年には約 26 万 5 千人になると推計している。

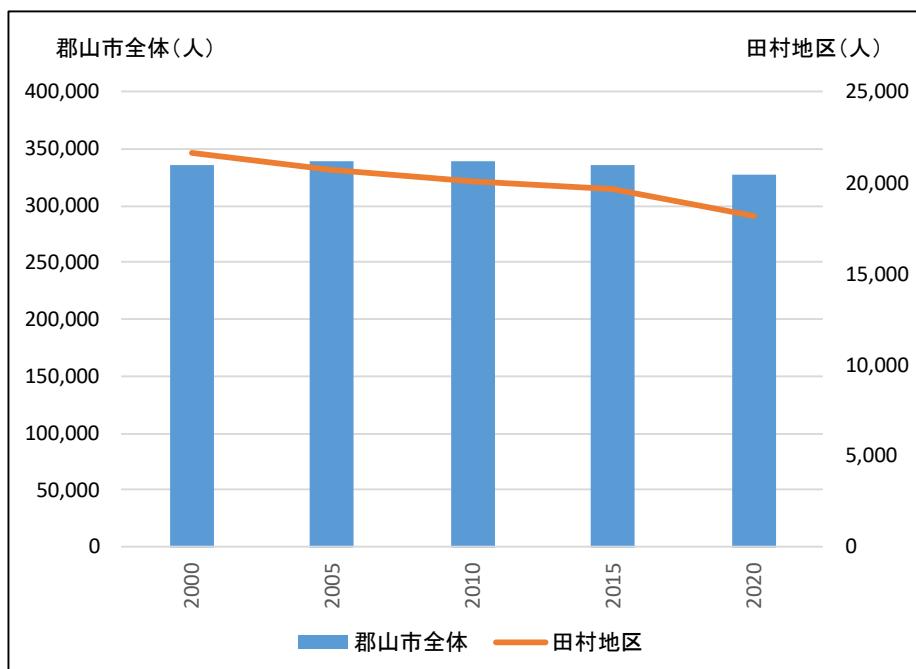
一方、史跡がある田村地域では、全市的な傾向よりも早く 1990（平成 2）年をピークとして翌年から減少が始まり、2020（令和 2）年 10 月 1 日現在、18,146 人となっている。

<市内人口推移及び人口推計>



出典：郡山市人口ビジョン（2020改訂版）

<市内及び田村地域の人口の推移>



(各年10月1日現在 単位:人)

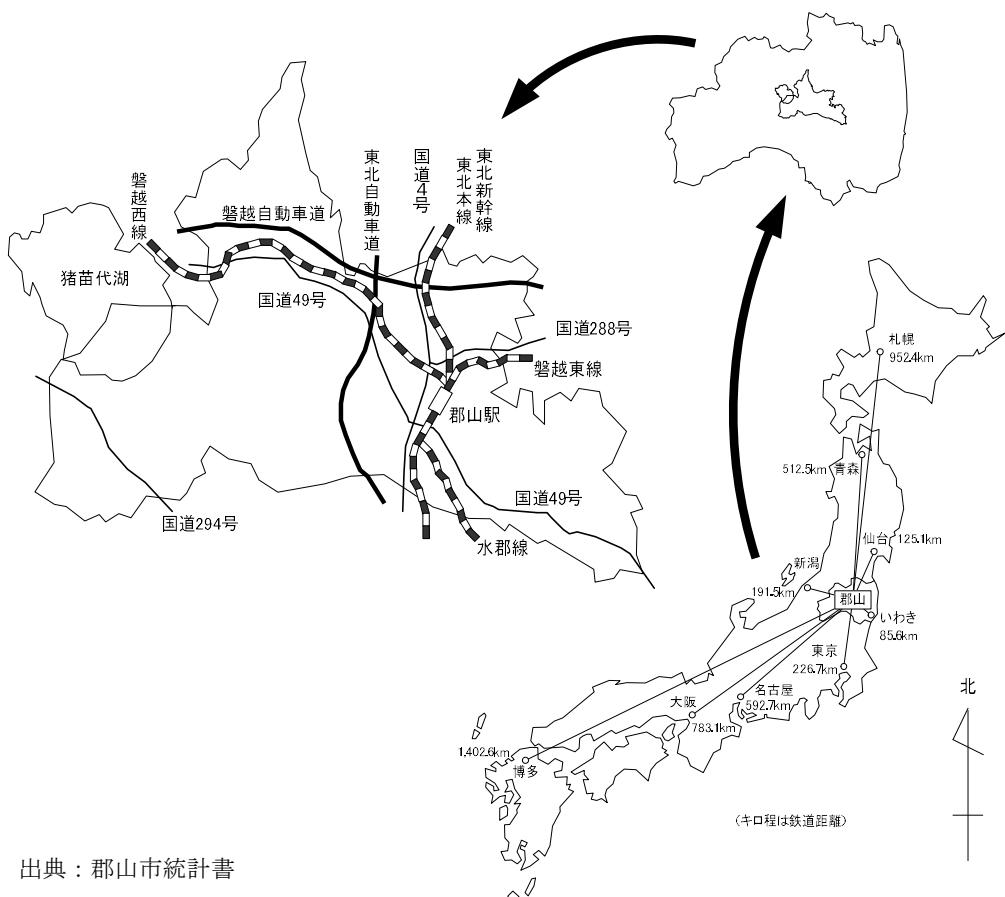
	2000	2005	2010	2015	2020
郡山市全体	334,824	338,834	338,712	335,444	327,692
田村地区	21,661	20,694	20,050	19,614	18,146

出典：郡山市統計書より作成

④交通

郡山市は、東北自動車道をはじめ、東北新幹線、磐越自動車道の開通や福島空港の開港により、道路・鉄道・空港が結節する「陸の港」として発展してきた。

史跡がある田村町は、郡山市の東南に位置し、東西 17 km、南北 8 km の細長い町であり、近くには国道 4 号線が通り、地域内は国道 49 号線が通っている。これらの幹線道路は、磐越自動車道や東北自動車道へのアクセスが可能であり、隣接する須賀川市に福島空港が立地していることから、「陸の港」の一翼を担っている。



出典：郡山市統計書

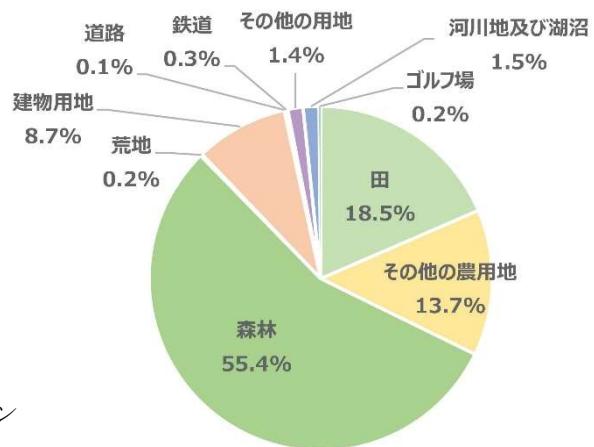
⑤産業

郡山市は、明治初期の安積疏水開さく事業を契機に、農業の発展だけでなく、水力発電等による工業の近代化などにより産業のバランスがとれた商工業都市として発展し、1964（昭和 39）年には常磐・郡山地区新産業都市に指定された。

また、高速交通網の結節点である立地を活かし、「陸の都」として発展してきたが、東日本大震災以降は、「産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所」や「ふくしま医療機器開発支援センター」など先進的産業の集積拠点の形成が図られている。

田村地域では、西側一帯に生産性の高い農地が広がっているほか、市内工業拠点の一つである郡山中央工業団地を擁している。

<田村地域の土地利用状況>



出典：郡山市都市計画マスターplan

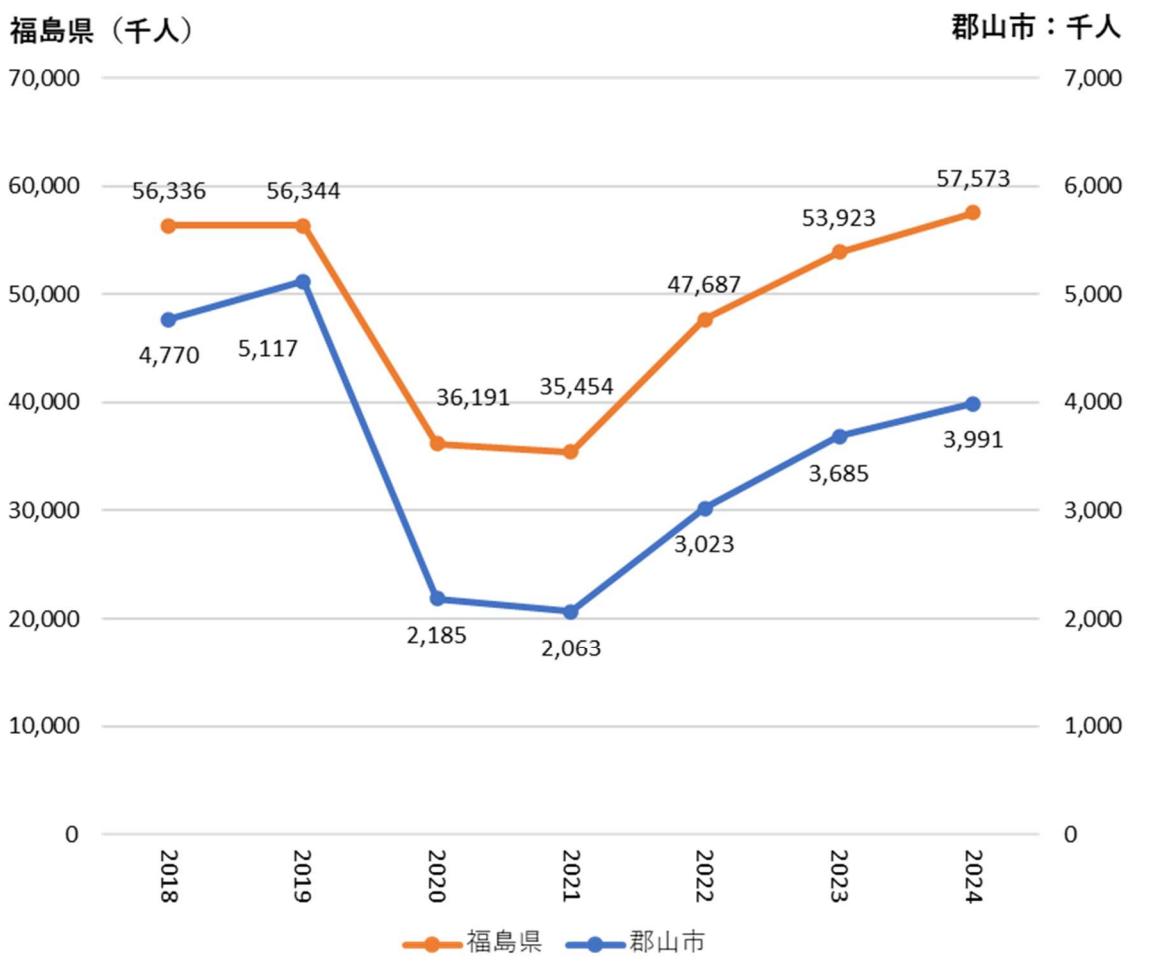
⑥観光・レクリエーション

本市は温泉や歴史的・文化的資産を有するほか、ビッグパレットふくしまや郡山市民文化センターなどのコンベンション施設が整備され、また、郡山カルチャーパークや石筵ふれあい牧場などのレクリエーション施設を有していることから、全国・県内の各地から観光客やビジネス客などが訪れている。

観光客入込数は、東日本大震災の影響で大きく減少した後、全国的な復興支援の機運等により回復傾向にあったが、2020（令和2）年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響により激減した。その後ゆるやかな復調傾向を見せ、2024（令和6）年に新型コロナウイルス感染症拡大前の水準を上回った。。

「郡山市都市計画マスターplan」（2023年11月改訂）における地域別構想においては、地域の歴史・文化資源の保全を図りながら、「大安場史跡公園」を活用し、歴史を学ぶ文化レクリエーション拠点の形成を図ることとしている。

<観光客入込状況>



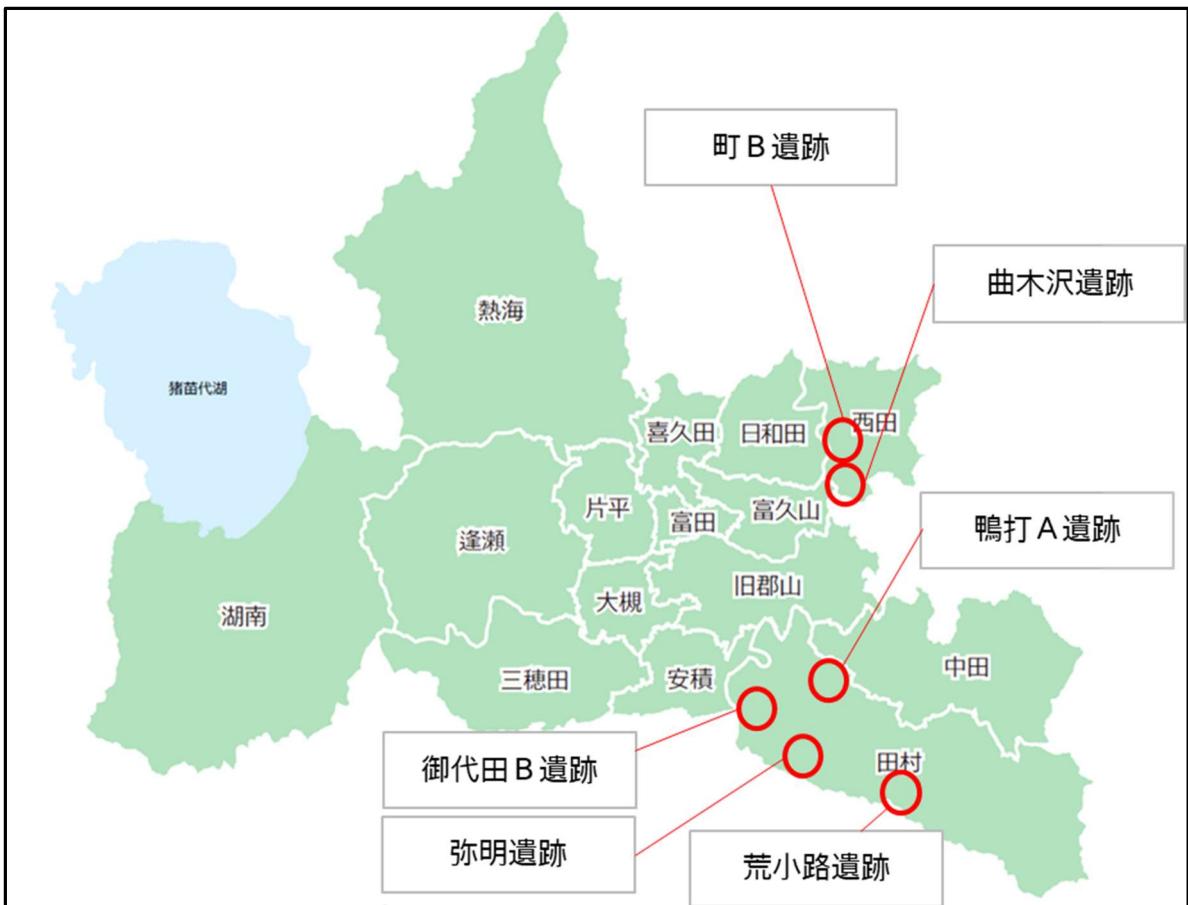
出典：郡山市観光政策課

(3) 歴史

郡山市の歴史は、旧石器時代までさかのぼり、市内中心部の清水台一帯に確認されている奈良・平安時代の遺跡が「阿尺（あさか）」と呼ばれた古代の繁栄と文化を伝えている。また、「郡山」の地名も郡役所が置かれたという歴史的な由来を持っている。

田村地域を含む阿武隈川東岸には、古代から中世にかけて多くの遺跡が残されており、以下、各時代の主な遺跡について概要を記載する。

〈旧石器、縄文、弥生時代の主な遺跡〉



①旧石器時代

【弥明遺跡】田村町守山字弥明

動物を解体するのに利用した道具として、ナイフ形石器、スクレイパー（皮なめし）、角錐状石器（キリ）など複数の石器がまとまって発見されている。

全て^{けつ}貞岩製で約2万7千年前の石器と考えられている。このような石器を携えて、郡山に住んだ旧石器人が季節に応じた食糧を求め移動生活をしていたとみられる。

②縄文時代

【町B遺跡】西田町鬼生田字町

縄文時代前期から晩期までの集落跡のほか、埋甕と土坑を伴う集石（配石）遺構が発見されている。この遺跡では、他にも古墳時代の落とし穴群や中世の館跡なども検出されている。

【曲木沢遺跡】西田町根木屋字曲木沢

縄文時代中期の遺跡で、大規模な集落跡が発見されている。通常の竪穴住居群の一角に巨大な住居跡があり、ここから有孔鍔付土器という口縁の側面に孔が一周する特異な土器が出土している。この遺跡では、ほかに妊娠した女性をモデルにした土偶が出土している。

【鴨打A遺跡】田村町手代木字鴨打

丸みの強い形と人面のような文様のある中部高地に多い特徴を持つ土器が出土しており、縄文時代における遠方との交易の様子を伝える。

【荒小路遺跡】田村町谷田川字荒小路

縄文時代後期の遺跡で、顔がハート形をしているハート形土偶が出土している。ハート形土偶は阿武隈丘陵地帯で多く発見されている。

後期の集落は中期と比較すると発見の例が減少する。この時期は寒冷化が進んだ頃で、中期に比べて集落は減少する傾向にある。

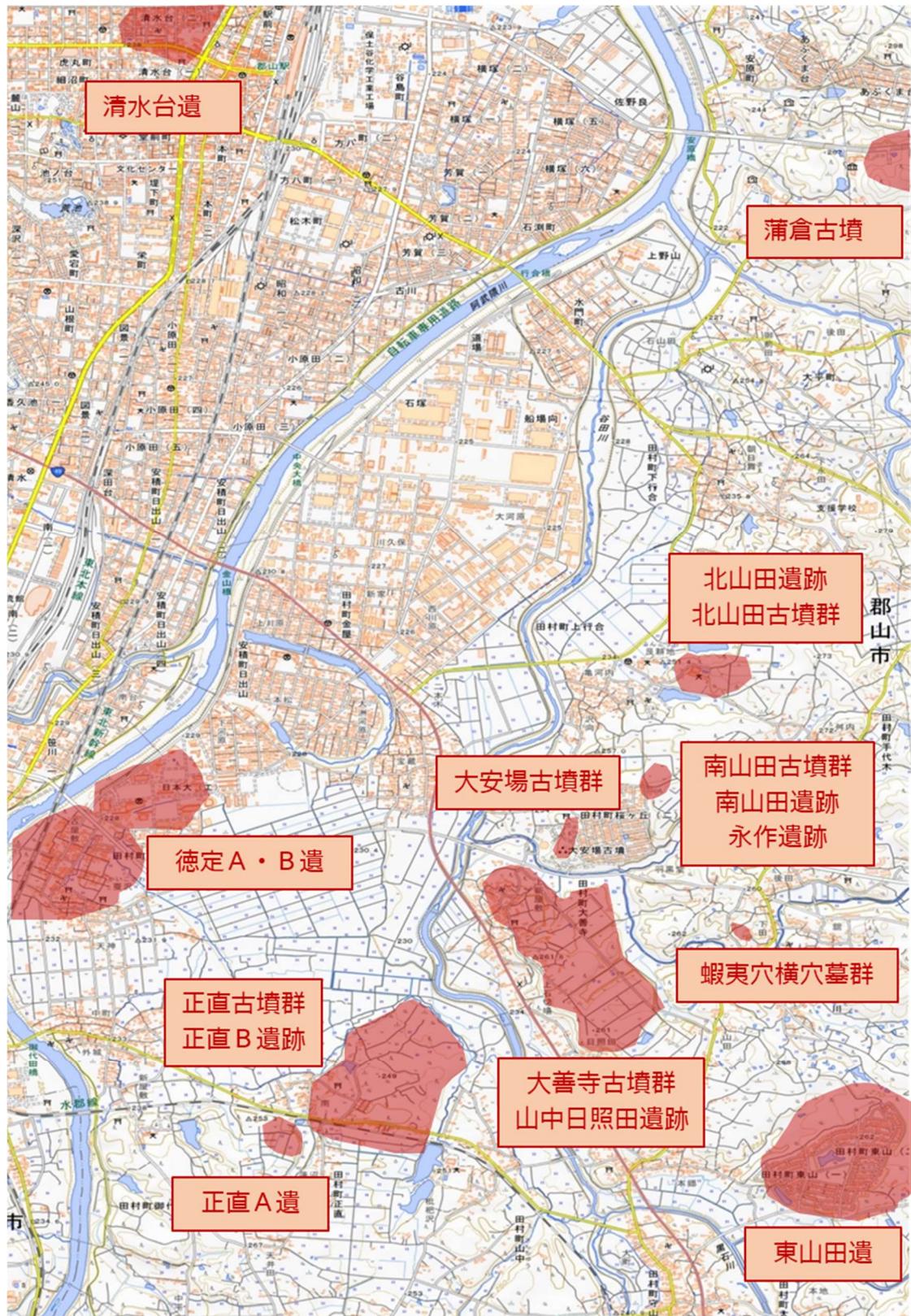
③弥生時代

郡山市には弥生時代の遺跡は少ないが、阿武隈川西岸の柏山遺跡（柏山町）で勾玉や管玉が出土しているほか、福樂沢遺跡（大槻町）で粋痕のついた土器が出土しており、稻作とそれに伴う身分の上下関係が始まったことを示している。

【御代田B遺跡】田村町御代田字淵ノ上

弥生時代の土器が多く出土した遺跡である。土器は、縄文時代の伝統を残すものであることから、福島県南部の弥生文化の初期に位置づけられる。

〈古墳、奈良、平安時代の主な遺跡〉



国土地理院地形図を加工して作成

④古墳時代

【大安場古墳群】田村町大善寺字大安場

史跡である古墳時代前期後半の大型前方後方墳と中期後半の円墳4基が確認されている。史跡の1号墳はその規模や出土品から、この地方の首長クラスの墳墓と考えられている。

【大善寺古墳群】郡山市大善寺字上野・上石切場

中山日照田遺跡と複合する古墳群。昭和20年代のはじめ頃、数基の古墳が発掘調査され、骨鏃などが検出されている。これまで、方墳8基、長方墳1基、円墳14基、帆立貝式前方後円墳1基の計24基が確認されており、方墳は古墳時代前期のものが多い。

大善寺古墳群の最大の特徴は、埴輪が設置された古墳が3基以上発見されているところであり、大安場古墳に連なる有力豪族が、複数世代にわたり生活したことが考えられる。

【中山日照田遺跡】田村町山中字山中田

前述の大善寺古墳群と複合する遺跡であり、古墳時代前期の堅穴住居跡が40棟検出されたほか、中期から平安時代までの堅穴住居跡などが多数検出されるとともに、古墳時代前期の方形周溝墓や円形周溝墓なども発見されている。古墳時代前・中・後期を通じて阿武隈川東岸地域の拠点的な集落跡とされ、近接している史跡との関連性が想定される。

【北山田遺跡】田村町上行合字北山田・中山田

北山田古墳群と複合する遺跡であり、古墳時代前期・中期の堅穴住居跡が検出されている。北山田2号墳は5世紀に築造された帆立貝形の前方後円墳である。

【永作・南山田遺跡】田村町上行合字永作、田村町上行合字南山田

古墳時代中期後半の堅穴住居跡が、永作遺跡では30棟、南山田遺跡では78棟発見されている。両遺跡ともに鍛冶工房跡とみられる遺構が出土されているほか、この時期には珍しい須恵器が多数出土している。主たる遺構の時期や内容がほぼ同じであることから、古墳時代中期後半における阿武隈川東岸地域の中心的な集落のひとつとみられる。1号墳からは小型把手付壺など、朝鮮半島に由来する出土品が発見されている。

【正直A遺跡】田村町正直字蓮沼

古くから石製模造品が採集され、祭祀遺跡として知られた遺跡である。多数の古墳時代中期後半の堅穴住居跡のほか、古墳時代後期後半、奈良・平安時代の堅穴住居跡なども検出されている。石製模造品の工房跡とみられる遺構も検出されている。正直古墳群と同一台地上の至近距離にあり、同古墳群の築造に関わる集落のひとつと考えられている。

【正直古墳群】田村町正直字南・北畠・宮前・広町・中平・除古・新館・竹ノ内ほか

正直B遺跡と複合する古墳群である。8つの支群と、現在確認できるだけでも48基の古墳があり、うち、35号墳は史跡と同時期に築造されたとみられる全長37mの前方

後方墳である。

円墳であった 27 号墳からは箱式石棺が発見され、人骨 3 体分のほか、剣、刀子、直刀、鉄斧、石製模造品などの副葬品が数多く出土している。

【徳定 A・B 遺跡】田村町徳定字塚ノ越・芋干場

遺構の多くは古墳時代後期前半と奈良・平安時代の遺構であったが、古墳時代前期の竪穴住居跡も発見されている。

【蝦夷穴横穴墓群】田村町小川字下田

市内唯一の横穴墓群である。玄室から方頭大刀、大刀、刀子、鉄鎌、ガラス製小玉、鉄鍔などが出土している。古墳時代後期後半のものとみられる。

【蒲倉古墳群】蒲倉町・横川町・安原町

直径 10m 前後的小規模な円墳が 71 基発見されている。古墳時代末期から奈良時代にかけて築造されたとみられ、横穴式石室が採用され、須恵器や鉄鎌が多く出土しているほか、追葬の痕跡がみられる。

⑤奈良・平安時代

阿武隈川西岸の郡山中心部にある清水台遺跡には、「郡山」の地名発祥の遺跡といわれる清水台遺跡に郡衙跡が発見されている。

【東山田遺跡】田村町山中字東山田

大規模な集落跡が発見されており、この時代の郡山市を代表する集落遺跡である。また、倉庫跡や文字瓦が発見されており、郷倉が置かれたとみられる。

⑥鎌倉時代・室町時代

田村町を含む阿武隈川東岸は、中世には田村庄司一族が支配し、南北朝時代には南朝方に味方し、阿武隈川西岸を支配し北朝に与していた安積伊東氏と敵対していた。田村町と須賀川市の境にある国指定史跡宇津峰は南朝方の拠点であったといわれる。

奥州における南北朝動乱後、鎌倉公方足利満兼は、弟の満直を田村町に隣接する篠川（安積町笹川）に派遣し、南奥州支配の基盤として組織され、篠川館跡として伝わっている。隣接する地域に鎌倉時代の町跡として、荒井猫田遺跡が発見され、中世に交通の要衝として栄えた様子がうかがえる。

⑦戦国時代から江戸時代

戦国時代末期になると田村地域は伊達氏の勢力域に組み込まれるが、奥州仕置により奥羽の戦国時代が終わると、伊達氏に代わって蒲生氏がこの地域の大名となるが、その後、上杉氏、再・蒲生氏、加藤氏と交代していく。

【守山城】田村町守山

谷田川とその支流である黒石川に挟まれた丘陵の上に築かれたが、江戸時代初期に廃城となり、建物は残存していない。二の丸と三の丸の間に幅 25m の堀があり、長さ 70m、高さ 6m の石垣が積まれている。石の積み方は、大小の自然石を重ね、その隙間に小石を積む野面積みという手法が用いられている。

戦国から江戸時代初頭に至るまで、三春町の城と並び、田村地域の中心的な城のひとつであった。

(4) 文化財

2025（令和7）年4月末現在、郡山市には、文化財保護法に係る指定や認定、登録の文化財が163件あり、その内訳は国指定8件、県指定32件、市指定116件、国認定1件、国登録6件となっている。

このうち、史跡範囲のある田村地域については以下の表のとおりである。

＜郡山市の指定・認定・登録文化財種別件数＞

※ () 内は田村地域の件数

(令和7(2025)年4月末現在)

種別		国指定	県指定	市指定	計
有形文化財	建造物	1 (0)	2 (1)	7 (2)	10 (3)
	絵画		3 (3)	3 (2)	6 (5)
	彫刻		6 (0)	9 (2)	15 (2)
	工芸品		3 (1)	5 (1)	8 (2)
	書跡			2 (1)	2 (1)
	典籍			1 (1)	1 (1)
	古文書		2 (1)		2 (1)
	考古資料	3 (0)	3 (1)	33 (3)	39 (4)
歴史資料					0 (0)
記念物	史跡	2 (2)	1 (0)	8 (2)	11 (4)
	名勝				0 (0)
	名勝天然記念物		1 (0)		1 (0)
	天然記念物	2 (0)	5 (1)	25 (2)	32 (3)
民俗文化財	有形		4 (2)	6 (2)	10 (4)
	無形		2 (0)	17 (1)	19 (1)
計(指定文化財)		8 (2)	32 (10)	116 (19)	156 (31)
その他	重要美術品(認定)				1 (0)
	建造物(登録)				6 (0)

(注) 地域指定されていない特別天然記念物「ニホンカモシカ」を除く。

現所蔵場所ではなく出土又は伝來した地域で計上し、休止中の無形民俗文化財を含む。

3. 史跡の概要

(1) 指定に至る経緯

史跡大安場古墳は、1991（平成3）年、地元住民からの情報をもとに財団法人郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団（現郡山市文化財調査センター）調査員が発見した。

大安場古墳の付近には、前方後方墳のほかに円墳が数基存在することも確認され、地元の研究者等が測量調査を検討したが、調査範囲が広範で、立木の処理や20数名に及ぶ地権者の承諾取得など課題が多いことから、測量調査は見送られていた。その後、この古墳の存在が甘粕健氏（新潟大学名誉教授）、工藤雅樹氏（当時福島大学教授）福島雅儀氏（当時財団法人福島県文化センター）など研究者の知るところになり、1994（平成6）年7月12日に現地確認を依頼したところ、全長70～80m、場合によると100mを超える前方後方墳である可能性が高いという見解を得た。報告を受けた郡山市教育委員会は、古墳を所在地名から「大安場古墳群」と命名し、同年7月18日付けで遺跡発見の通知を福島県教育委員会に提出、測量調査を実施することとなった。

測量調査は、郡山市教育委員会を主体とし、調査担当を工藤雅樹氏、顧問を甘粕健氏とする調査団を組織し、福島大学、東北学院大学、新潟大学の学生らも加わり1994（平成6）年10月から準備をはじめ、翌年5月初旬まで実施した。

その結果、1号墳は全長100m前後の前方部2段、後方部3段の前方後方墳であり、丘陵の末端に築造されるなど、前方後円方墳に近い特徴があることが分かった。

また、1996（平成8）年度から1998（平成10）年度の3か年に実施した調査結果を踏まえ、2000（平成12）年3月13日付け文部大臣（当時）あて申請書を提出し、「東北地方における古墳時代の政治・社会、古墳文化の波及を考える上で重要である」という意義づけのもと同年9月6日付けで国史跡の指定を受けることとなった。

(2) 指定に至るまでの調査成果

調査	期間	調査主体	報告書刊行
測量調査	1994（平成6）年10月 ～1995（平成7）年5月	郡山市 教育委員会	1996（平成8）年 3月
第1次発掘調査	1996（平成8）年4月 ～1997（平成9）年3月	〃	1997（平成9）年 3月
第2次発掘調査	1997（平成9）年4月 ～1998（平成10）年3月	〃	1998（平成10）年 3月
第3次発掘調査	1998（平成10）年4月 ～1999（平成11）年3月	〃	1999（平成11）年 3月

1996（平成8）年度から1998（平成10）年度の3か年にかけて、古墳の保護・保存のための基礎データ収集のため、第1～3次発掘調査を実施した。調査に先立ち、「大安場古墳発掘調査検討会」を立ち上げ、調査の内容及び実施方法について協議、検討を行った。

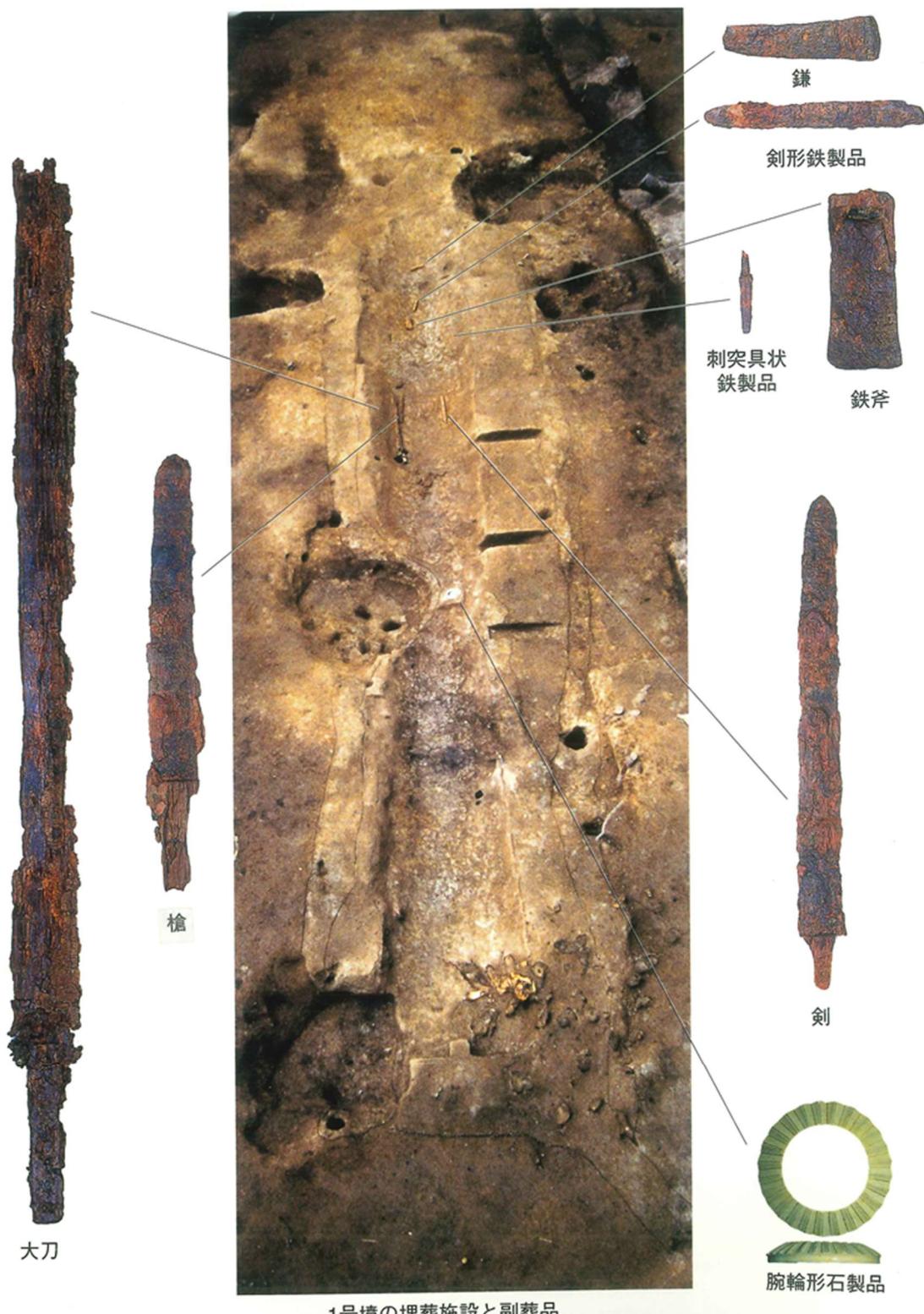
調査の結果、1号墳は4世紀中頃に築造された古墳であることが推定され、全長83m前後、後方部墳頂部に埋葬施設を確認、約9mの木棺が安置されていることが判明した。前方部と後方部の間のくびれ部分を中心に、墳頂部に設置されていたと思われる多くの底部穿孔壺片が出土した。また、埋葬施設からは緑色凝灰岩製の腕輪形石製品や大刀などの武具、鉄斧などの農工具が出土し、埋葬されていた人物像が推定できるような遺物が出土した。中でも、腕輪形石製品は石釧と車輪石の両方の特徴を併せもち、なおかつ当時東北地方で古墳からの出土は初という貴重なものであった。

また、第3次調査では、1号墳に隣接した2号墳と5号墳の調査が行われた。その結果、2号墳は径15mの周溝が巡っている円墳で組み合わせ式の箱型石棺を確認し、5号墳は径12mの円墳で4号墳の周溝を避けていることが確認された。3～5号墳については、一部破壊されているため、明確な築造時期の判明は困難であったが、2号墳の周溝から出土した5世紀後半の土器であることから、2号墳と同様と判断し、5世紀後半に造られた古墳であり、径10m前後の円墳であるとされた。

<大安場 1 号墳調査風景>



<契機となった遺物（大安場1号墳埋葬施設）>



(3) 指定の状況

①指定告示

文部省告示第 143 号（該当部分を一部抜粋）

文化財保護法（昭和 25 年（1950）法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成 12 年 9 月 6 日

文部大臣 大島理森

名称	所在地	地域
大安場古墳	福島県郡山市田村町 大善寺字大安場 同 大善寺字宿	一二〇番、一二一番、一二一番ノ二、一二二番、 一二三番、一二五番ノ一、一二五番ノ二、一二六 番、一二七番ノ一、一三一番ノ一、一三二番ノ一、 一三二番ノ二、一三四番、一三五番ノ一、一三七 番、一三九番、一四一番、一四二番、一四三番、 一四五番、一四七番、一四八番、一五二番、一五 八番、一五九番、一六〇番、一六一番、一六四番 一五六番、一五七番、一五八番、一五九番、一六 〇番、一六一番 右の地域に介在する道路敷を含む。

②指定説明文

大安場古墳は平成三年に発見された前方後方墳である。郡山市教育委員会が平成八一十年度に発掘調査を実施し、古墳の概要が判明した。

大安場古墳は、福島県内阿武隈川沿いの通称中通り地方にあり、阿武隈川東岸の平野に面した標高約二五〇メートル、平野からの標高差約一五メートルの低丘陵上に立地する。前方を北に向ける前方後方墳で、全長約八三メートルと推定できる。墳丘は一部改変を受けているが、後方部三段、前方部前面二段になる。後方部の墳丘斜面から、赤彩された底部穿孔壺形土器が多数出土しており、本来墳頂に据え置かれていたらしい。

後方墳頂部はかなり削平され、表土直下で南北方向の主体部が確認された。長さ一〇メートル、幅二メートルの粘土棺床を設け、長さ九メートルの長大な木棺を安置したものである。棺内北より朱粒が撒かれ、その南から緑色凝灰岩製腕輪形石製品一点が出土した。それ以外の副葬品は棺内南半部に置かれており、大刀一点、剣一点、槍一点、鎌一点、板状鉄斧一点などがある。腕輪形石製品は、東北地方における初めての確かな出土例で、宝器として被葬者に添えられていたと考えられる。また、大刀は鞘・把の木部が良好に残り、二センチメートル程度の幅の布を巻いて樹脂で固めている様子が観察できる。遺物の特徴から、本墳は古墳時代前期後半の築造と考えられる。

大安場古墳は阿武隈川流域の最大級の古墳であり、また前方後方墳としては東北地方全体で最大となる。同じ福島県内でも会津地方では前方後円墳が卓越しているのに対し

て、中通り地方の大安場古墳は前方後方墳であり、前方後方墳を盛んに築造した下野・那須地方との関係がうかがえる。主体部・副葬品の内容からみても、東北地方を代表する前期古墳のひとつといつができる。

以上のように、大安場古墳は東北地方への古墳文化波及に関して重要な意味をもち、東北南部の古墳時代の政治・社会を考える上で欠くことのできない古墳である。よって史跡に指定し保護を図るものである。（出典：『月刊文化財』（平成 12 年 7 月号））

③指定範囲

史跡指定地の面積は 22,731.12 m²であり、範囲は次の図面のとおり。



(4) 指定後の発掘調査の成果

調査	期間	調査主体	報告書刊行
第4次発掘調査	平成14年4月～平成15年3月	郡山市 教育委員会	平成15年3月
第5次発掘調査	平成15年6月～平成15年12月	〃	平成16年3月
第6次発掘調査	平成16年7月～平成16年12月	〃	平成17年3月

4～6次調査では、課題となっていた1号墳の全長を確定するための目的として、裾部分の補足調査を実施した。その結果、大安場1号墳が丘陵の形状を利用した形で「く」の字で折れ曲がった前方後方墳であり、その全長は84mであるということが判明した。

4. 史跡の本質的価値

(1) 史跡の本質的価値

史跡における本質的価値とは「史跡の指定に値する枢要の価値」（文化庁文化財部記念物課）とされる。

史跡大安場古墳の本質的価値に関する特徴は、次の3点となる。

① 東北地方最大級の前方後方墳である。

従来、前方後方墳は、東日本地域で前方後円墳に先がけて出現すると考えられてきたが、調査研究が進み、大安場古墳は古墳時代前期後～末葉に位置付けられることが判明している。

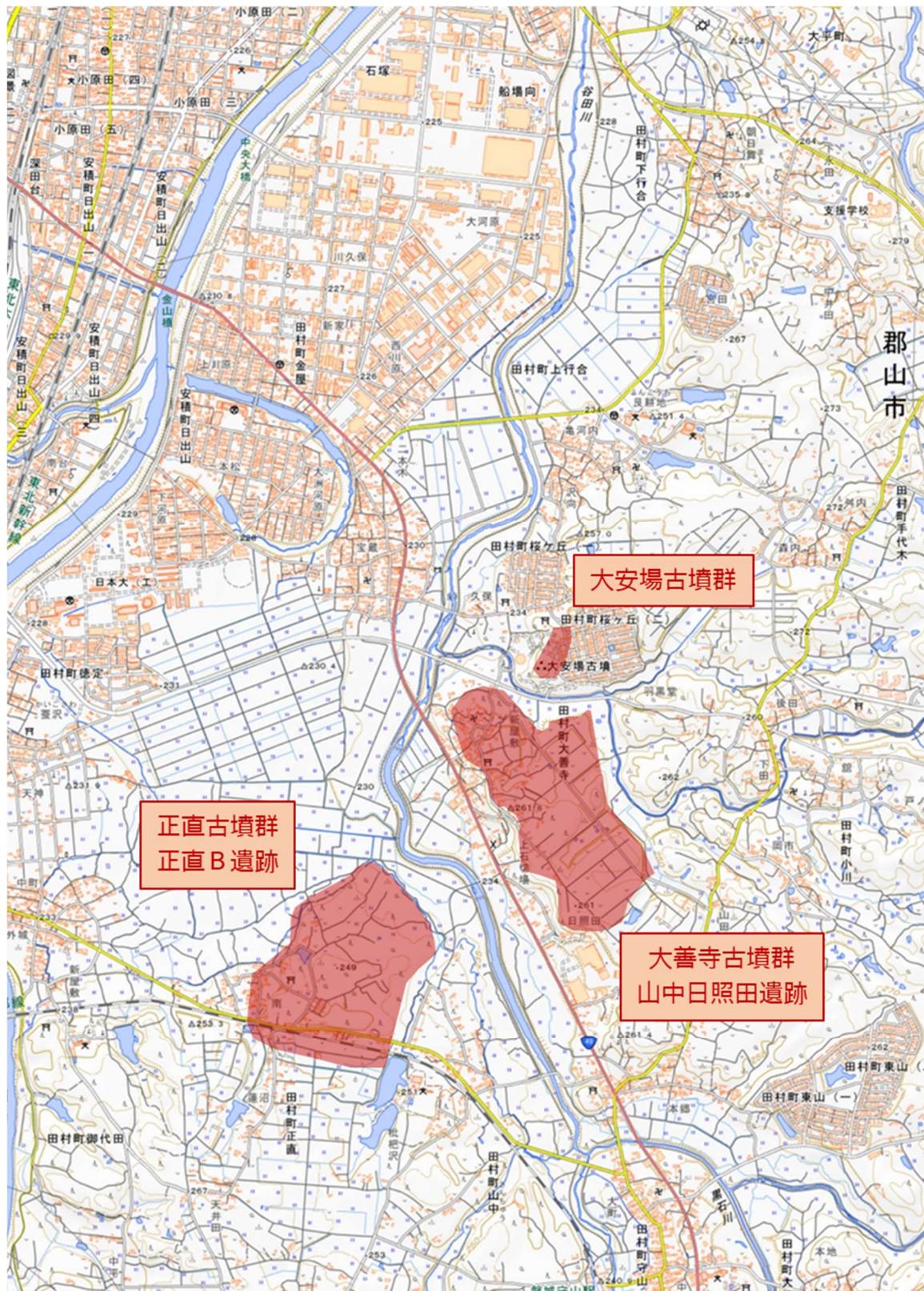
東北に波及した前方後方墳の起源地としては、西山古墳や下池山古墳(両古墳とも天理市)などいずれも 100mを超える列島最大規模の前方後方墳が集中し、その中心地であり、当時の政権の所在地と考えられる奈良盆地を中心とする近畿が、その一つではないかと想定される。

一方で、東北の前方後方墳の墳丘形態については、決して一様ではなく、当時の政権と密接な関係をもって波及したと考えられるものの、政権の思想や墳墓形式がそのままの形で表れたのではなく、北陸や関東などの中間地域の特徴的な墳形を採用している。

大安場1号墳は、全長83m前後の前方後方墳であり、阿武隈川流域及び前方後方墳では東北地方で最大級となる。また、大型前方後方墳の多くは平地に立地しているが、史跡は丘陵の自然地形を利用した古墳であることも特徴的である。

大安場古墳と同時期、または前後する時期の周辺遺跡としては、大善寺古墳群、山中日照田遺跡、正直古墳群が存在する。山中日照田遺跡と大善寺古墳群は、複合する古墳群であるが、山中日照田遺跡で発見された方形周溝墓や円形周溝墓、大善寺遺跡群で発見された方形周溝墓は、大安場古墳よりも以前の時代に築造されたものであると想定され、とりわけ山中日照田遺跡は、他地域と比較しても大規模な集落であり、そこで生活していた人々が、大安場古墳の築造に携わったのではないかと想定される。一方、正直古墳群では、4世紀中～5世紀後半にわたって古墳が築造されており、4世紀中～後期のものとされる古墳は、規模は小さいものの大安場1号墳と同じ前方後方墳であるが、以降は円墳が築造されている。正直古墳群については、現在も発掘調査が行われており、今後の調査・研究が進むことによって、新たな知見を得られる可能性がある。大安場古墳の本質的価値を考えるにあたっては、大安場古墳だけではなく、前述の山中日照田遺跡や大善寺古墳群、そして正直古墳群を一体的に捉える必要がある。

○大安場古墳と関連遺跡（大善寺古墳群、山中日照田遺跡及び正直古墳群）の位置



国土地理院地形図を加工して作成

② 下野・那須地方との関係がうかがえる。

古墳時代前期において、顕著な前期古墳が築造されない中通り地域において、大安場古墳が中通り地域唯一の大型前方後方墳であり、福島県の南に位置し、前方後方墳が卓越する栃木県那須地域と強い共通性がうかがえる。この時期の東北南部は、古墳時代文化の流入にあたって、日本海ルート、太平洋ルート、内陸ルートという三つの主要な動脈があり、東北南部は、この3ルートが交錯する地域であり、そのことが各地域の政治的・社会的な展開の過程を左右する大きな要因と考えられる。流入ルートから東北南部を考察した場合、鎮守森古墳がある会津盆地は日本海ルート、飯野坂古墳群がある仙台平野は太平洋ルートからの流入が考えられ、大安場古墳については、前述のとおり、栃木県那須地域からの内陸ルートからの流入のほか、会津盆地を介しての日本海ルート、玉山古墳があるいわき方面からの太平洋ルートも考えられる。

福島県中通り全体で見た場合、須賀川市の団子山古墳がある。この古墳は、大安場古墳とは形状を異にする前方後円墳であるが、その規模は、大安場古墳に次ぐものであり、前方後円墳では地域最大である。東北の前期古墳を考える上で、これまで大型古墳が集中する福島県会津盆地と宮城県仙台平野が大きな地位を占めていたが、大安場古墳や団子山古墳のような大型の古墳が存在することは、前述の山中日照田遺跡のような大規模集落を加味して考えた場合、中通り中部も重要な拠点の一つと言って差し支えないだろう。

郡山市内の範囲で考察した場合、阿武隈川を境に、東西で古墳の築造が展開されているが、西側には大型の古墳は確認されていない点は注視する必要がある。

③主体部、出土品の内容から東北地方を代表する前期古墳である。

主体部には粘土棺床を設け、9mもの長大な木棺が据えられ、棺内には朱粒が撒かれていた。

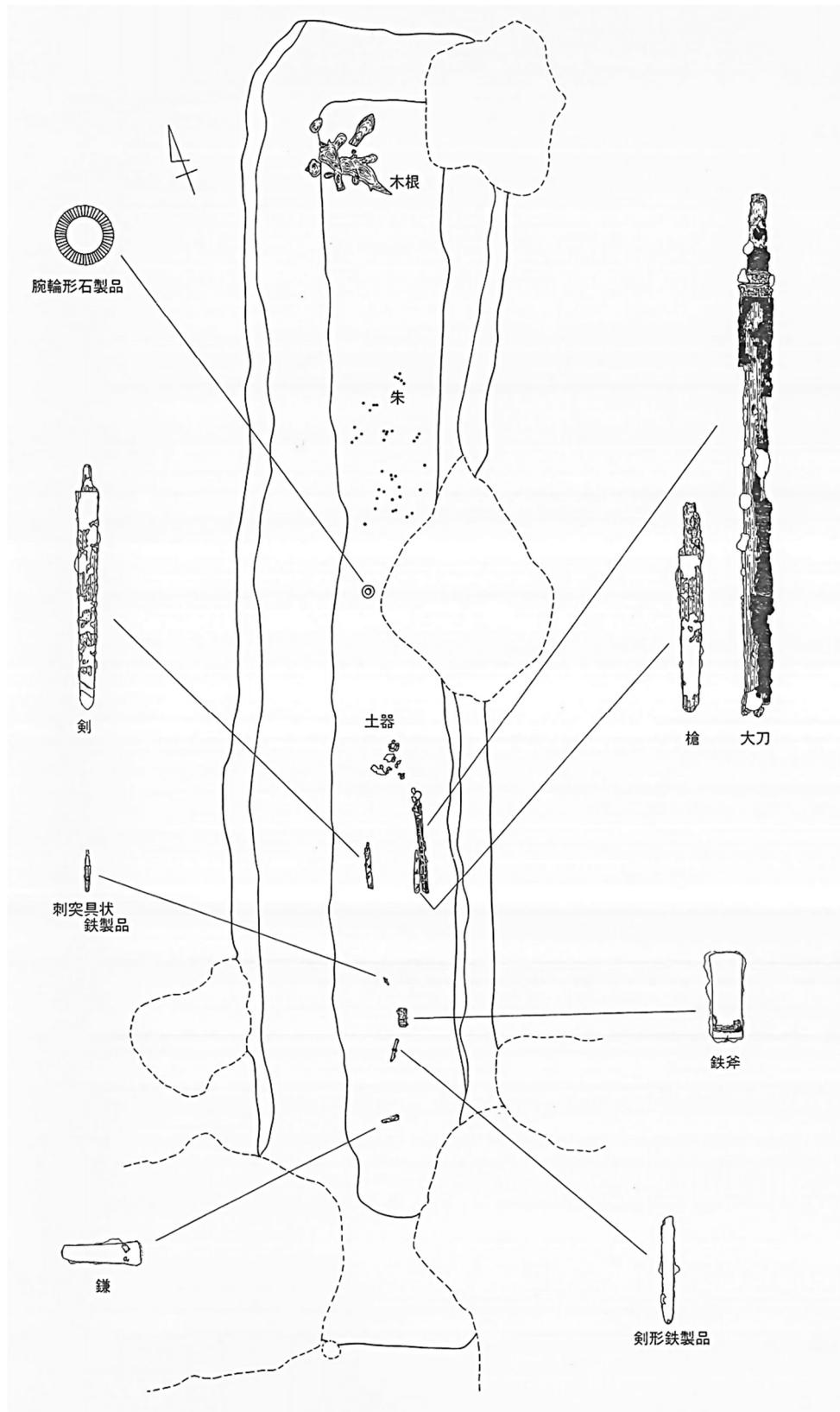
副葬品としては、宝器として副葬される腕輪形石製品をはじめ、大刀などの武具、鉄斧などの農工具が出土し、格式の高い被葬者であったことがうかがえる。

その他出土品である、底部穿孔壺形土器は赤彩されており、後方部の墳丘斜面から出土していたことから、本来は墳頂に据え置かれていたと推測される。

出土品としては、銅鏡と並ぶ古墳時代前期の代表的威信財である腕輪形石製品が出土している。このほか、一直線柄縁槍や短冊形鉄斧などが副葬品なども出土しているが、これらは、発見当初より対比資料が増加し、遺物編年が進展したことをうけ、古墳時代前期前葉以降に盛行する遺物であることから、大安場古墳の時代的位置づけは、これまでの前期末葉から、前期中葉まで遡る可能性も出てきている。

以上の点から、史跡大安場古墳は、東北地方への古墳文化波及に関して重要な意味をもち、東北南部の古墳時代の政治・社会を考える上で欠くことのできない古墳であるといえる。

○埋葬施設（木棺で粘土床）と副葬品の出土位置



出典：大安場古墳等の整備基本計画書

○埋葬施設と出土した副葬品



やり
槍



けん
劍



てつおの
鉄斧



かま
鎌



たち
大刀



腕輪形石製品

埋葬施設（木棺で粘土床）

(2) 史跡の副次的価値

大安場古墳群には、古墳時代だけでなく弥生時代から中世に至るまでの遺構・遺物が出土しており、史跡の副次的価値を構成している。

①弥生時代の居住地域

大安場古墳群の調査では、底部穿孔壺形土器の破片とともに弥生土器が出土している。

弥生土器片は尾根一体からまんべんなく出土しており、また1号墳後方部の盛土された墳丘からは土坑が、2号墳からは堅穴建物跡が検出されている。弥生土器のほかにも、大陸に起源をもつ農工具の大型蛤刃石斧や北陸地方から運ばれてきたとされる土器が出土しており、古墳が築造される前から遠隔の地と交流を持った人々が暮らしていた地域と判断できる。

②中世の造成工事跡

古墳築造後の中世では、後方部の頂部を削り取り前方部に移動したことが判明した。この造成が中世とされるのは、石塔やかわらけ・釘・火打ち金等が出土したことからである。この造成の痕跡は、1号墳のみに限られ、中世の何らかの施設を造るために選ばれた場所であったことがうかがえる。史跡付近は、地元では「東館」と呼ばれていた。

(3) 新たな価値について

史跡の近くを流れる谷田川の対岸には、史跡と同じ時期の古墳時代前期～中期にかけて築造された正直古墳群が所在している。直線距離で約1.3kmの位置にあり、最大で円墳を中心とした50基ほどの古墳があったとされる。郡山市では、2017（平成29）年から保存調査を実施し、正直古墳35号墳・21号墳をはじめとした古墳の墳形・築造時期の確認を行ってきた。その結果、全長37mの正直古墳35号墳は1号墳と同じ前方後方墳であり、周溝を含めると約48mの円墳である正直古墳21号墳、人骨や石製模造品が出土している正直古墳27号墳などが確認され、これらの古墳は規模及び埋葬品から格式の高い人物が埋葬されていたと考えられる。これは、大安場古墳から、そう遠くない地に同じように力を持った人物が存在していたこと示しており、今後の調査研究の進展により正直古墳群はもとより、大安場古墳との関わりについても、新たな発見が期待されるところである。

1号墳に隣接して造られた2～5号墳や正直古墳群との関係は、4世紀の大型古墳築造後、東北では目立った古墳が減少し、5世紀後半代に小規模な群集墳が造られ始めるという東北地方の古墳に関する特徴的な在り方を象徴している。

(4) 構成要素の特定

大安場古墳の保存活用において、本質的価値を構成するもの、また、それ以外の構成要素について把握・整理する必要がある。そのため、ここでは本質的価値を構成する要素を特定するとともに、それ以外の構成要素を、要素の性質、史跡の保存活用との関わりを考慮し区分する。

ア) 史跡指定地内の構成要素 (P39<大安場史跡公園の整備状況>参照)

①本質的価値を構成する要素

古墳時代前期（4世紀中頃）の前方後方墳と古墳時代中期～後期初頭（5世紀後半代）の円墳。

②副次的価値を構成する要素

弥生時代の堅穴建物跡と土坑、中世の造成工事跡

③自然環境を構成する要素

史跡指定地内の樹木・植栽をはじめ、古墳を形成する自然地形、景観など。

④その他の要素

史跡の保全・価値を伝えるための施設。国指定史跡であることを示す標柱、境界杭、史跡の説明版、史跡内の散策に供する園路や誘導標識、1号墳墳頂部への登頂を可能とする階段など。

イ) 史跡指定地外の構成要素 (P16 及び P39<大安場史跡公園の整備状況>参照)

①本質的価値と一体的に歴史的環境を構成する要素

史跡公園内にある大安場3、4、5号墳のほか、周辺地域に点在する多くの遺跡のうち、特に山中日照田遺跡、大善寺古墳群、谷田川の対岸に位置し、大安場1号墳と同じ前方後方墳を有する正直古墳群は、史跡大安場古墳との強い関連性が伺える古墳。

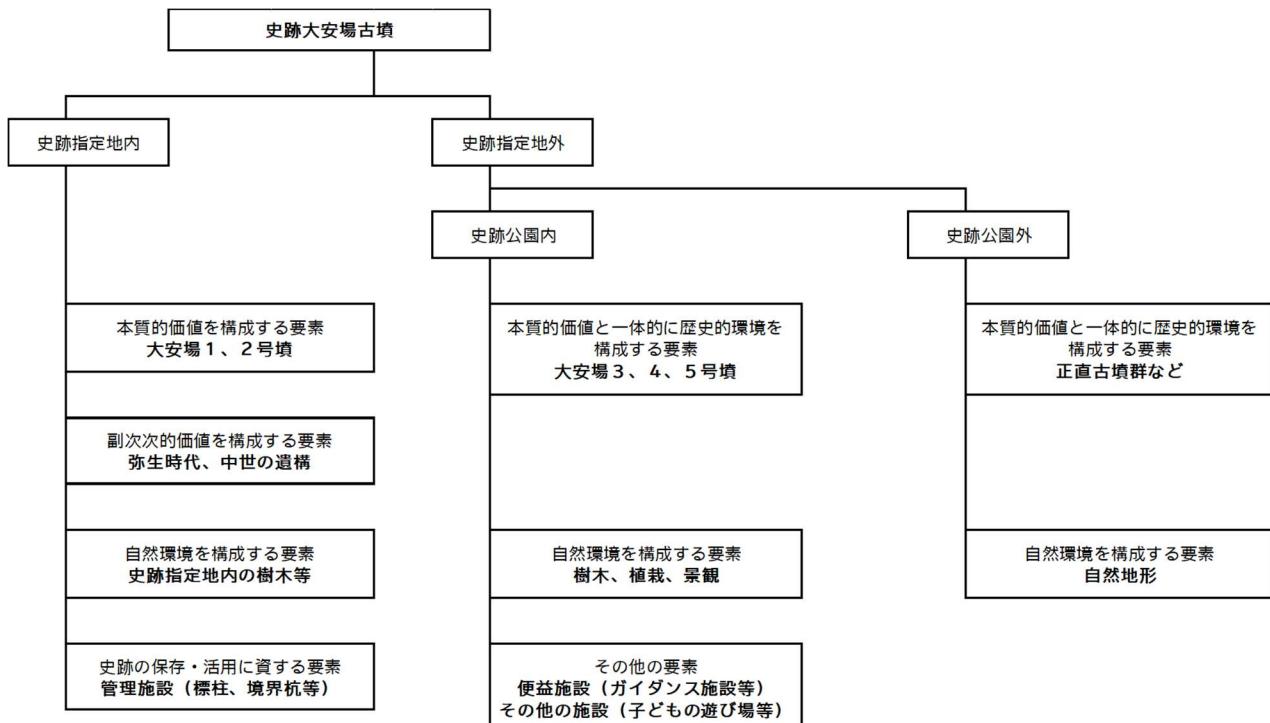
②自然環境を構成する要素

史跡公園内の樹木や植栽、周辺遺跡の自然地形など。

③その他の要素

史跡公園内にある大安場古墳を管理及び活用していく上で必要な便益施設。ガイダンス施設や体験施設、公園施設など。

<史跡大安場古墳の構成要素>



<構成要素区分表：史跡指定地内>

区分	構成要素		
本質的価値を構成する要素	大安場 1号墳	墳形	・前方後方墳
		主体部	・粘土櫛床 ・長大な木棺
	大安場 2号墳	墳形	・円墳
		主体部	・箱形石棺
副次的価値を構成する要素	弥生時代の遺構	遺構	・堅穴建物跡 ・土坑
		遺構	・造成工事跡
	中世の遺構		
自然環境を構成する要素	史跡内の自然環境		・自然地形 ・樹木、植栽、景観
史跡の保存・活用に資する要素	管理施設		・標柱 ・説明板 ・誘導標識 ・境界杭 ・墳頂部への階段や園路

<構成要素区分表：史跡指定地外>

区分	構成要素		
本質的価値と一体的に歴史的環境を構成する要素	大安場 3・4号墳	墳形	・円墳※ただし墳丘の一部は消失
	大安場 5号墳	墳形	・円墳
	周辺の古墳など		・正直古墳群 ・山中日照田遺跡 ・大善寺古墳群
自然環境を構成する要素	大安場古墳周辺の自然環境		・自然地形 ・樹木、植栽、景観
その他の要素	便益施設		・ガイダンス施設 ・体験施設 (発掘体験場、野焼き体験場、煮炊き体験場、古代ステージ) ・園路(階段を含む) ・遊具(歴史の学びを含んだ遊具) ・休憩所、駐車場、トイレ
	その他施設		・子どもの遊び場 ・公園施設(遊具、広場を含む)

5. 計画対象地の現状と課題

(1) 指定地の現状

①管理

大安場 1 号墳及び 2 号墳については、「大安場古墳」として 2000（平成 12）年 9 月 6 日に国史跡に指定され、2001（平成 13）年度に史跡指定範囲の公有化が図られている。

大安場 1 号墳を中心とした公園施設やガイダンス施設を有する大安場史跡公園として整備され、2009（平成 21）年度に開園している。開園当初から指定管理者制度を導入し、指定管理者が園内及び古墳の維持管理を行っている。

②活用

指定された古墳のうち 1 号墳については、墳頂部へ登れるように整備されており、墳頂部から周辺一帯を眺望することが出来る。2 号墳は、復元され古墳を囲むように園路があり、周囲を観察することができる。

その他屋外では、冒険広場、体験広場など、エリアごとに幅広い年齢層が活用している。

ガイダンス施設では、展示施設を設け、体験学習室、体験コーナーを活用し、講演会や講座など歴史を伝える事業を施設内外で実施している。企画展の中には、ホールの一部を大学の展示や土器つくり体験の作品を展示するなど市民が活用することもできる。

また、広報誌やイベント情報のチラシ等を定期的に発行している。

③調査

第 6 次発掘調査以降の調査は実施していないが、2023（令和 5）年 2 月に東海大学の実験に協力する形で指定地外を含む大安場古墳群 2～5 号墳の墳丘のレーダー探査を実施している。その結果、2 号墳・5 号墳では主体部と思われる反応が確認されている。

④整備

史跡指定された 1 号墳・2 号墳については復元を行い、古墳を散策する園路・階段を周辺に整備している。

両古墳に古墳の概要を簡単に伝える説明板を設置した。また、1 号墳の墳頂部からは谷田川と阿武隈川の間の氾濫原の先に安達太良山系を望むことができる眺望を確保するとともに、発見時の主体部の様子を伝える表示板を設けている。

(2) 指定地外の計画対象範囲の現状

①管理

指定範囲外についても史跡指定範囲と同様に公有化が図られ、大安場史跡公園として一体的に整備・管理している。

②活用

遺跡面では、現状を維持している3・5号墳を観察できる位置まで園路があり、また、園内を一巡できる園路・階段を整備し、史跡周辺の地形や景観を観察できるようにしている。

園内のガイダンス施設には、常設展示室を設け、大安場古墳だけでなく郡山市内の古代史を学ぶことができる場として原始時代から古墳時代末期に至るまでの展示を行っている。企画展示室では古墳時代に限らず市内の歴史に関する企画展示を行っているほか、体験学習室・体験コーナーを活用した講演会や講座など歴史を伝える事業を実施するなど、本市の近世以前の歴史を学ぶことができる拠点として活用されている。

なお、安積疏水開さく事業を中心とした近代の歴史や当時の人々の暮らしを伝える場としては、郡山市開成館があり、役割分担が行われている。

③調査

3号墳については、墳丘の約半分が宅地造成によって失われており、調査未実施であることから墳形と規模は不明である。4号墳についても宅地造成によって墳丘の3/4が失われているが、周溝が弧状であることが調査により判明しており、円墳であることが推定される。5号墳は、4号墳の西に接した円墳と思われる古墳で、墳丘はない現状だが、先に述べた東海大学のレーダー探査では主体部と思われる反応を確認している。

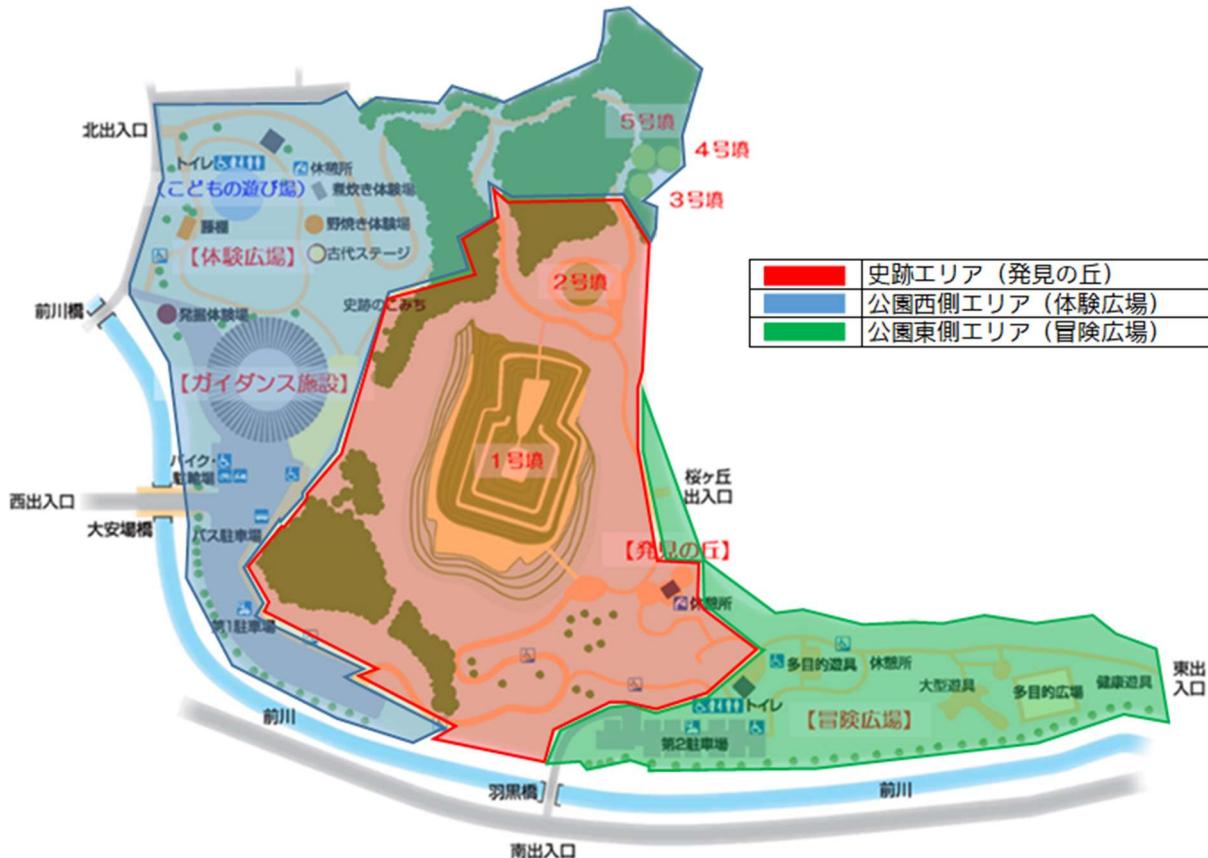
大安場古墳群以外にも対象範囲には包蔵地である宿遺跡が北西部に、南東部には羽黒堂B遺跡がある。いずれも対象範囲における発掘調査は行われていないが、宿遺跡は奈良・平安時代の散布地で、対象範囲外の試掘調査等により土師器や須恵器などの遺物が発見されている。羽黒堂B遺跡は公園部分に遺跡の全域が収まっており、包蔵地台帳整備時の調査において平安時代の散布地として土師器等の遺物が発見されている。

④整備

総合公園として、地域住民の生活環境維持の役割も担っていることから、史跡範囲を含めた一体的な整備を行っており、史跡範囲の東側は冒険広場として子どもから大人まで利用できる遊具を園内に整備している。

また、公園西側は体験広場としてガイダンス施設を含む各種体験場のほか、2017（平成29）年2月には子どもの遊び場として屋根付きの大型砂場を設置し、砂場内にはナウマンゾウや市内から発掘された遺物をモチーフにした遊具を設置するなど、遊びながら古代に触れる場として親しまれている。

<大安場史跡公園の整備状況>

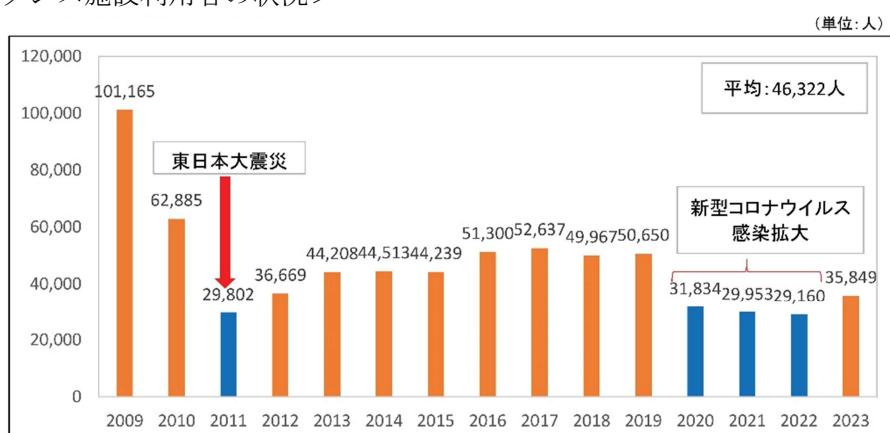


(3) 対象範囲全体の利用状況

施設が開園した2009（平成21）年は10万人を超える利用者があったが、2011（平成23）年3月の東日本大震災により、1号墳に被害があったこと及び原子力災害の風評被害に伴い利用者数が激減した。

その後、徐々に利用者数が回復し、2016（平成28）年には年5万人程度まで利用者数が回復したが、2020（令和2）年から感染拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、再び利用者数は大きく減少した。

<ガイダンス施設利用者の状況>



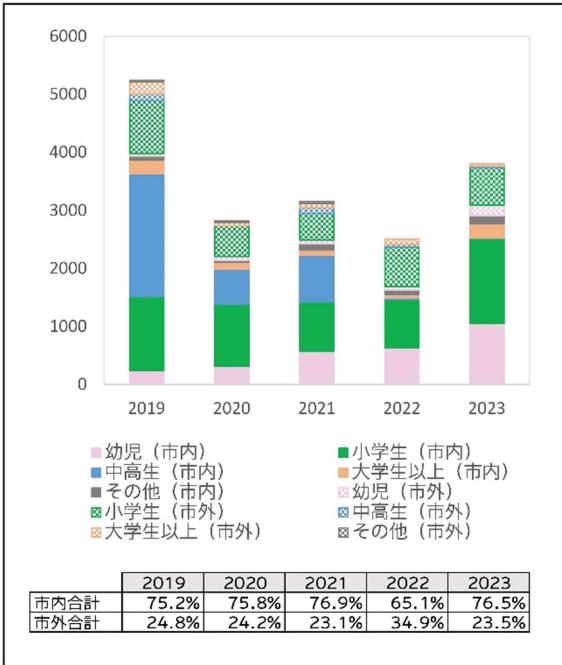
<団体利用者の状況>

(単位:人)

ネットモニターのアンケート結果によると、利用者のうち、「一度だけ利用したことがある」方が 41.2%を占めており、再度の利用につなげることが今後の課題と言える。

また、団体利用については、小中学生の学習の場として広く利用されてきたところだが、近年の中学校のカリキュラムの変更等により中学生の団体利用が大きく減る一方、公園部分を中心とした保育所や小学生の利用が増加傾向にある。

なお、近年の気候変動の影響により、夏季の利用者は減少しているが、桜の季節や春季・秋季に施設で行うイベントの際には駐車場が一時的に不足するケースも見られる。



(4) 課題

①環境の変化

2024（令和6）年度に郡山市歴史情報博物館が開館し、本市の歴史に関する中心施設として活用していくことになる。大安場史跡公園は、これまで近代を除く歴史を学ぶ拠点として活用されてきたが、当該博物館の開館に伴い、担うべき役割の見直しが求められる。

また、2020（令和2）年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、利用者数が激減した。現在は回復基調にあるものの感染症拡大前の状況に戻っていない。

史跡を擁し、また体験の場としての施設環境の強みを活かした利用者数の増加を図っていく必要がある。

②管理

開園当初から指定管理者制度を導入しており、市内の発掘調査などに携わっている市が出資する公益財団法人が当初から現在まで知見とノウハウを活かして運営を担っている。市の指定管理者制度導入方針に従い、現在は5年ごとに公募を実施しているが安定的な運営のため、適切な指定期間の検討等を行う必要がある。

③活用

史跡活用のため、園内を一体とした整備が行われているが、開設から15年が経過し、近年の気候変動も相まって各施設の老朽化や植栽の劣化が顕在化しつつある。

今後も持続して遺跡を適切に保存するとともに活用を図り、さらには近隣住民の良好な生活環境を確保するため、整備内容を見直すとともに、持続可能な再整備が必要となる。

○ 上空から見た大安場史跡公園の現状



6. 大綱（基本方針）

（1）大綱

本史跡の現状と課題を踏まえ、望ましい将来像を大綱として以下に示す。

1. 東北最大級の前方後方墳（大安場1号墳）を含む史跡大安場古墳や、正直古墳群をはじめとする周辺遺跡の本質的価値の理解を深めるとともに、遺跡の適切な保存に努め、次世代へ確実に継承していく。
2. 史跡大安場古墳を核とする大安場史跡公園については、今後も都市公園として緑のレクリエーション空間を提供し地域住民の良好な生活環境を維持する。
3. 文化財の活用の観点から、貴重な歴史資源を基礎とした観光振興の拠点としての史跡大安場古墳の利活用を図る。
4. 郡山の古墳時代を中心とした歴史について体験し、学ぶことが出来る歴史についての生涯学習の拠点としての活用を図る。
5. 地域と共に存する史跡として、地域ボランティアの活用だけでなく、地域住民自らが魅力発信の担い手になるなど、地域とのつながり拡大を目指す。

（2）基本方針

①保存管理の基本方針

本史跡の本質的な価値を損なうことなく適切に保存し、次世代へ確実に継承していくため、都市公園としての機能と共に存を図りながら、史跡の管理を行う。

②活用の基本方針

登頂可能な大安場1号墳をはじめとして、大安場史跡公園内にあるガイダンス施設において、史跡大安場古墳からの出土品や関連する周辺遺跡からの出土品を展示し、郡山の古墳時代を学び、体感・体験できる学校教育、社会教育の場として活用する。

また、「東北最大級の前方後方墳」、「東北で一つしか出土していない腕輪形石製品」など、規模や稀少性の発信に努め、郡山から全国へ、史跡大安場古墳の知名度アップを目指す。

③整備の基本方針

史跡大安場古墳をくまなく見ることが出来るよう整備された園路や、東北最大級の前方後方墳である大安場古墳1号へ登頂する階段など、開園から15年が経過し、随所に経年劣化が生じていることから、今後も史跡大安場古墳の魅力を来園者に伝えていくことが出来るよう、必要な整備を行う。

④運営・体制の基本方針

指定管理者制度を導入していることから、指定管理者と連携し、市民サービス向上に資する運営・体制を整備する。

7. 保存（保存管理）

（1）ゾーン区分

確実な保存（保存管理）を図るため、活用・整備との関係を考慮しながら、本質的価値を構成する要素とその他の諸要素を構成する要素の状況及び景観などを踏まえ、次の6つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに応じた保存（保存管理）の方向性を示す。

さらに、このゾーンを基本に、遺構の保存として相当しい景観の保全を前提として、史跡指定地における文化財の保存や自然環境・景観の保全・形成の指針を検討する。

①史跡指定地内

■史跡エリア・古墳遺構ゾーン

大安場古墳の本質的価値を構成する要素する1号墳と2号墳が集積し、景観的・視覚的に古墳の存在を把握できる墳丘を中心とした区域である。

■史跡エリア・森林・景観ゾーン

古墳遺構ゾーンと連続的・一体的に古墳の保管環境及び景観を確保する区域で、周辺の森林とも一体となっている。

②史跡指定地外

■公園西エリア・史跡周辺遺構ゾーン

史跡指定地と隣接又は近接する羽黒堂B遺跡、宿遺跡、大安場3、4、5号墳を含む区域である。

■公園西エリア・古墳周辺緑地・森林ゾーン

史跡周辺において、自然環境・景観及び防火性の確保・保全を図る区域である。

■公園西エリア・公開・活用ゾーン

体験広場や冒険広場、ガイダンス施設、駐車場の区域である。体験広場や冒険広場は公園として市民に利用されている。ガイダンス施設では、展示や講座・体験活動を行っている。

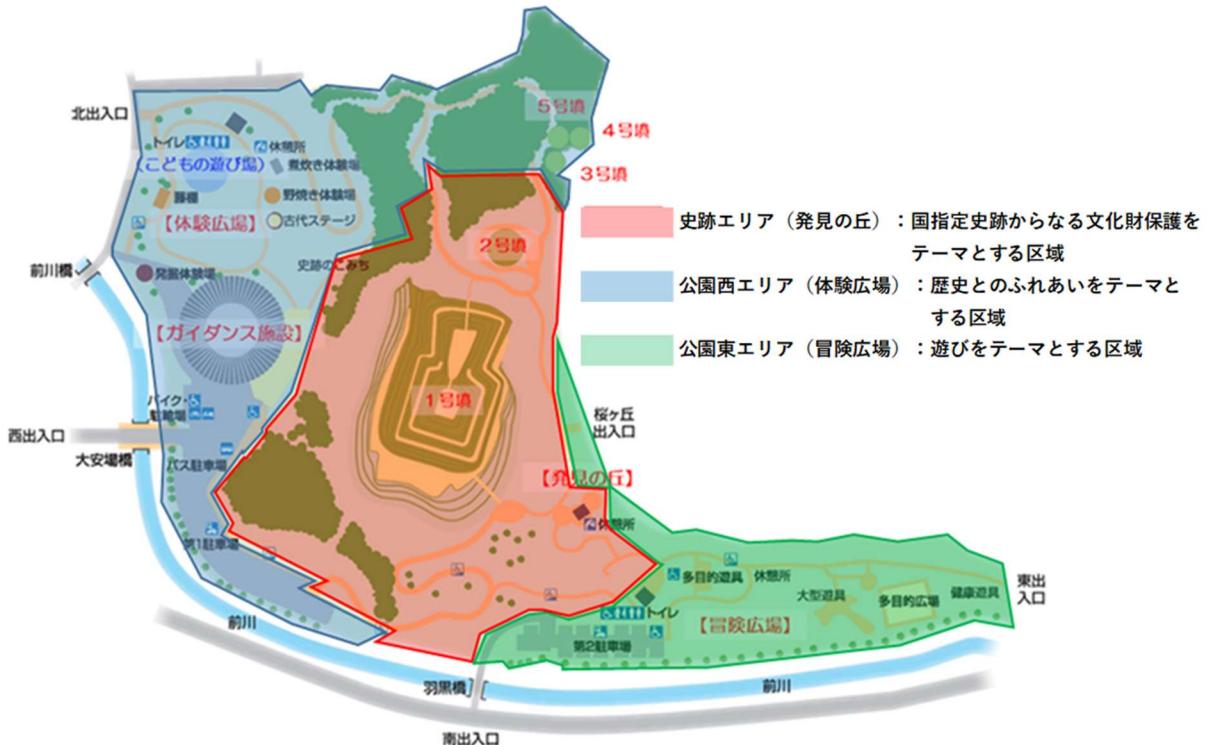
■公園東エリア・ふれあいを中心としたゾーン

レクリエーション機能の一角を担う区域で、子どもから大人まで利用できる遊具等を備えた区域であり、植栽等から四季を感じることができるエリアとして利用されている。

■公園東エリア・対象地範囲との境界ゾーン

対象範囲の隣接地である神社と住宅地の境界の区域である。大安場古墳は低丘陵上に築造されており、東側には広がる住宅地よりも高いため境界部分が法面となり上面にはフェンスを設置している。北側の神社については、森林が続いておりフェンスにより境界を明確に分けている。

<史跡大安場古墳を中心とした大安場史跡公園のゾーニング図>



(2) 保存（保存管理）の課題

■ 史跡エリア・古墳遺構ゾーン

史跡内の墳丘については、2004（平成 16）年の整備の際に、盛土による保護がされている。現況を維持していく必要があることはもちろんのこと、東日本大震災及び令和 4 年 3 月福島県沖地震の二度に渡り、被害が発生しており、今後も同程度の災害が発生した場合、被害が生じることが想定されることから、災害等発生時に速やかに被害状況を把握する必要がある。

また、墳頂部にある案内板や階段、古墳周辺を対象とする監視カメラについては、劣化が進み再整備を実施する必要があり、とりわけ監視カメラについては落雷の影響を受け、故障の頻度が高い。

■ 史跡エリア・森林・景観ゾーン

樹木については、樹勢等を確認し、樹勢回復など適切に管理することはもとより、枯木や倒木の恐れのある危険木については、適宜伐採し、倒木などによる史跡への被害を防ぐ必要がある。

■ 公園西エリア・史跡周辺遺構ゾーン

大安場 3、4、5 号墳については、発掘調査後に埋め戻しがされ保護はされているが、一部が既に失われているため現状を維持していく必要がある。

■ 公園西エリア・古墳周辺緑地・森林ゾーン

史跡内森林・景観ゾーンと同様な対応をする必要がある。

■公園西エリア・公開・活用ゾーン

ガイダンス施設においては、大安場出土品をはじめとした近隣遺跡の遺物を収蔵しているが、建設から15年が経過し、今後は大規模改修の必要が見込まれる。

また、ガイダンス施設の北側は宿遺跡の範囲内となっており、包蔵地として保存していく必要がある一方で、子どもたちが安全に遊べることの遊び場、古代の文化に触れるための体験場やステージがあり、史跡の有効な活用のためにも必要な場所となっている。

■公園東エリア・ふれあいを中心としたゾーン

エリア内は羽黒堂B遺跡の範囲内であり、包蔵地として保存していく必要がある一方で、周辺住民や家族連れなどが多く訪れる憩いの場となっており、史跡への回遊など誘客の点でも公園は必要な場所となっている。公園内の遊具は設置から15年が経過し、遊具の劣化がみられることから、安全管理を徹底しながら計画的な修繕・更新を図る必要がある。

■公園東エリア・対象地範囲との境界ゾーン

公園東側フェンス周辺は、隣接する民地との境界となっている法面部分の一部が豪雨等の影響により崩れ、民地側に土砂が流入するケースが発生した。民地側の法面下部に柵を、上部に防草シートを設置し対応したが、フェンスの北側は、史跡範囲内に近くになっており、大量の土砂の流出は史跡に影響する可能性もあることから、今後も継続的な整備が必要となる。

（3）保存（保存管理）の方向性

■史跡エリア・古墳遺構ゾーン

史跡内の墳丘については、現状を維持し、災害による損傷や劣化箇所については、適切な整備を行う。

豪雨時に古墳表面の土が流れる場合があることから、適切に管理を行う。また、監視カメラについては、誤った活用による古墳への被害を防止する必要があることから、今後も継続して設置する。

■史跡エリア・史跡内森林・景観ゾーン

樹木については、樹勢等を確認し、樹勢回復など適切に管理することはもとより、枯木や危険木については、適宜伐採し、倒木による史跡の損傷を防止する。

■公園西エリア・史跡周辺遺構ゾーン

大安場3、4、5号墳についても、古墳遺構ゾーン同様に現状を維持していく。

■公園西エリア・古墳周辺緑地・森林ゾーン

史跡内森林・景観ゾーンと同様に対応する。

■公園西エリア・公開・活用ゾーン

ガイダンス施設では、大安場出土品をはじめとした近隣遺跡の遺物を収蔵・展示しており、適切に保管できるよう計画的な改修を行う。また、宿遺跡の範囲は遺跡の保存に留

意しながら改修等を実施する。

■公園東エリア・ふれあいを中心としたゾーン

設置から 15 年が経過し、遊具の劣化がみられるため、羽黒堂B 遺跡の保存に配慮しながら実施する。

■公園東エリア・対象地範囲との境界ゾーン

法面崩落やフェンス、防草シートの状況についても日常的に確認し、土砂の流出を防ぐ整備を行う。

(4) 保存（保存管理）の方法

■史跡エリア・古墳遺構ゾーン

史跡内の墳丘については、現状を維持するため、災害による損傷や劣化箇所については、必要な修繕、再整備を行う。

豪雨時に古墳表面の土の流出を防ぐため芝生を適切に管理する。また、監視カメラについては、誤った活用による古墳への被害を防止する必要があることから、長寿命化含め落雷対策を施したカメラを整備する。

■史跡エリア・史跡内森林・景観ゾーン

樹木については、樹勢等を確認し、樹勢回復の措置を取るなど適切に管理する。

また、枯木等の危険木についても適宜確認し、必要に応じて枯枝の剪定や伐採を行い、倒木等を防ぐ。

■公園西エリア・史跡周辺遺構ゾーン

大安場3、4、5号墳についても、古墳遺構ゾーン同様に現状を維持していく。

■公園西エリア・古墳周辺緑地・森林ゾーン

史跡内森林・景観ゾーンと同様に対応する。

■公園西エリア・公開・活用ゾーン

遺物を収蔵・展示するガイダンス施設については、長寿命化を図りつつ、計画的な改修を行う。また、宿遺跡の範囲は、適切に保存しつつ必要な整備を行う。

■公園東エリア・ふれあいを中心としたゾーン

羽黒堂B 遺跡の範囲は、適切に保存しつつ必要な整備を行う。

■対象地範囲との境界ゾーン

フェンスについては、日常的に状況を確認し、適宜修繕を行う。

土砂流入防止のため設置した柵及び防草シートについても、劣化状況等を把握し、適宜再設置及び貼り替えを実施する。

(5) 現状変更の取り扱い基準

史跡指定地において現状変更等を行う場合には、原則として文化庁官の許可（文化財保護法第125条第1項）が必要となる。

文化財保護法第125条第1項で規定する「現状を変更する行為」とは物理的変更を伴う一切の行為、「保存に影響を与える行為」とは物理的変更を行わないが将来にわたり史跡に支障をきたす行為をいう。

また、総合公園としての位置付けを持つことから、郡山市都市公園条例の規定に従うとともに、指定管理に係る協定のリスク分担による市との役割分担が発生する。

<現状変更を認めないもの>

認められない 行為	根拠法令等と行為の内容 (抜粋)	大安場古墳における例
史跡名勝天然記念物の現状変更、影響を及ぼす行為をし、滅失、き損する恐れがある場合	<p>■文化財保護法第196条第1項 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>■文化財保護法第196条第2項 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金もしくは科料に処する。</p>	○史跡大安場古墳を破壊する行為など。

<現状変更等の許可を必要とする行為>

権限 (届出・協議先)	根拠法令等と行為の内容 (抜粋)	大安場古墳における例
文化庁長官	<p>■文化財保護法第125条第1項 史跡名勝天然記念物に関し現状変更、保存に影響を及ぼす行為</p> <p>※現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。</p>	<p>○現状変更する行為（軽微である場合を除く） ・工作物（柵、ベンチ、説明版、看板）の設置・改修・撤去</p> <p>○保存に影響を及ぼす行為 ・重量物の搬入や通行など、耐久構造を弱める行為</p>

<現状変更等の許可を必要としない行為>

区分	根拠法令等と行為の内容 (抜粋)	大安場古墳における例
維持の措置	■文化財保護法第125条第1項 ○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。	○き損からの現状復旧 ・部分的にき損している墳丘などの現状復旧など
一般的な管理行為		○除草、下草刈り ○樹木の管理
非常災害のために必要な応急対応		○崩落や浸水を防ぐ土のうの設置 ○立入禁止等を示す看板等の設置
保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの		○危険樹木、史跡の利用上支障となる樹木の撤去（部分的な除去：許可の必要な行為か検討する）など

<史跡内における現状変更等の取扱基準（現状変更等の許可を必要とする行為）>

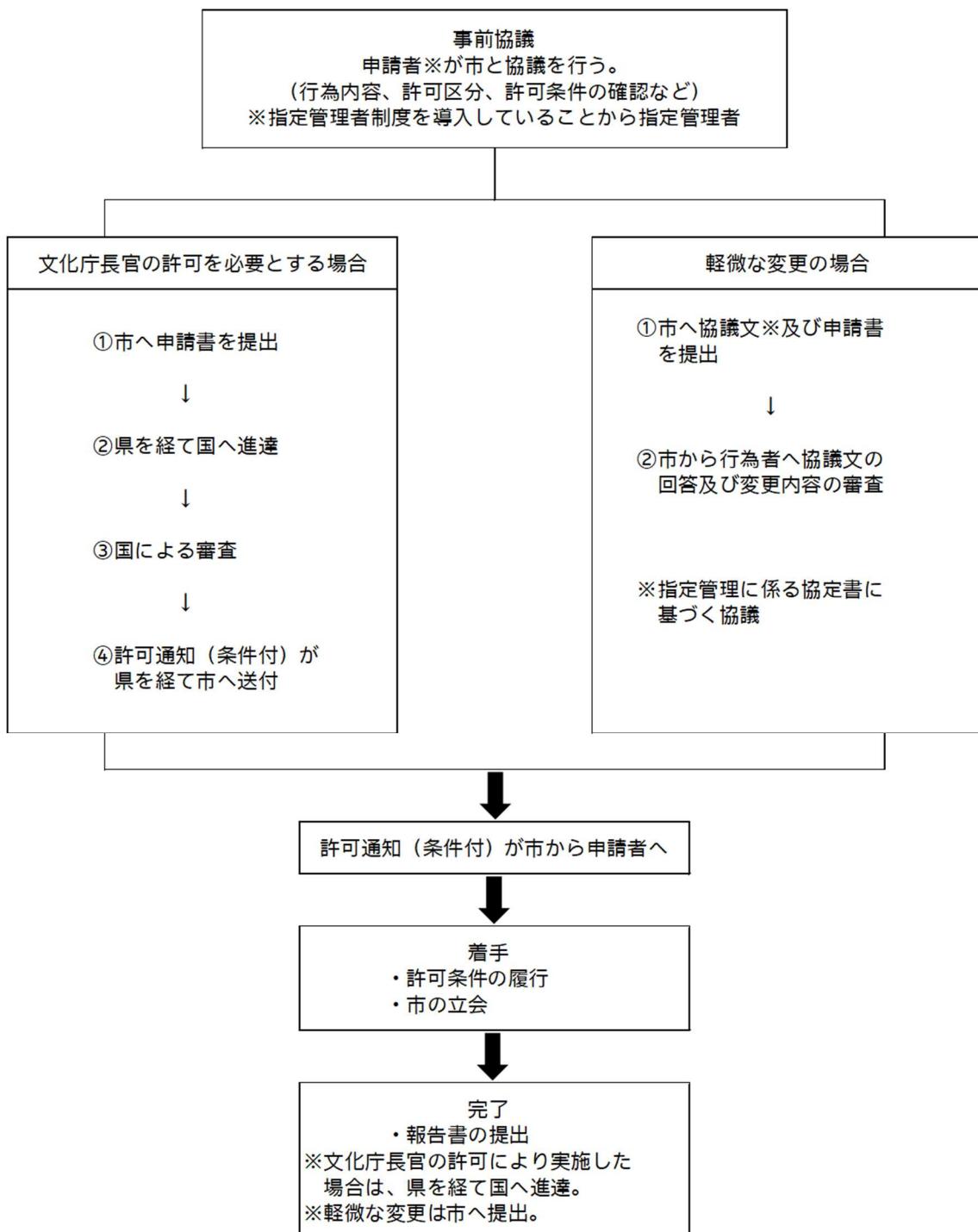
(史跡内における取扱基準)

区分		現状変更の申請を要する行為	現状変更の申請を要しない行為
調査	埋蔵文化財	○掘削を伴う調査	○遺跡の破壊やその危険を伴わない調査（測量、レーダー探査など） ○史跡上部の飛行を伴う調査
保存管理	地形	○掘削等を伴う工事	○清掃等日常の維持管理行為
	工作物	○建替、再設置等の工事	○修繕、清掃等日常の維持管理行為
	樹木	○掘削を伴う倒木の除去	○定期剪定等の維持管理行為
	植生	○伐根を含む除去	○除草等の維持管理行為
活用	工作物	○建替、再設置等の工事	○修繕、清掃等日常の維持管理行為
	事業	○地形の変更など保存に影響を及ぼす事業	○保存に影響しない事業（撮影、すでに整備された部分の使用等）

※史跡範囲外については包蔵地と同じ扱いとする。

<現状変更にかかる事務フロー>

史跡指定地内における手続きの流れ



<構成要素の類型ごとの現状変更行為と日常の維持管理業務行為の範囲の分担>

(史跡公園内における取扱基準)

類型	市対応	施設管理者対応	
		市への事前協議が必要な行為	日常の維持管理行為
共通		○自身が行う公園内の目的外使用 (販売物の設置など)	○公園の使用許可及び使用料徴収
地形	○広域な流出土の復旧		○草刈り ○危険が生じた際の応急的な措置
ガイダンス施設	○大規模修繕	○軽微な修繕 ○展示内容の変更	○清掃
工作物	○土地掘削を伴う看板等の新設・撤去	○上部構造物の更新 (軽微なものに限る)	○清掃 ○故障時等の応急的な措置
樹木・植栽	○倒木の伐根 ○植栽の新設	○樹木の切除 ○植栽の撤去・更新	○落ち葉等の除去
広場・公園	○大規模修繕・撤去	○軽微な修繕・撤去	○清掃
園路	○新設 ○撤去	○現状から掘削を伴わない復旧軽微な修繕	○清掃 ○陥没等の応急的な措置
駐車場		○軽微な補修	○清掃

※大規模・軽微の別は、指定管理に係る協定に定めるリスク分担範囲外・範囲内の別による。

<郡山市都市公園条例第5条に基づく史跡公園内における禁止行為>

条文（第5条各号）	大安場古墳における例
○公園を損傷し、又は汚損すること。	○施設の破損、許可なしに行う掘削等の行為
○竹木を伐採し、又は植物を採取すること。	○樹木、植栽の全部又は一部の採取
○鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。	○公園に飛來した野鳥等の捕獲、殺傷
○はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。	○公園管理者の許可なく行うはり紙、広告等（指定管理者がその業務の一環として行うものを除く）
○立入禁止区域に立ち入ること。	○ガイダンス施設内等に設けられている区域（機械室、保管庫等）や、安全確保のために臨時的に封鎖する区域に許可なく立ち入ること。
○指定した以外の場所に車両を乗り入れ、又は駐車すること。	○駐車場以外への駐車 (指定管理者が業務の一環として一時的に行うものを除く)
○危険のおそれのある遊戯をし、又は公衆の公園の利用に支障のある行為並びに近隣住民及び周辺環境に迷惑を及ぼす行為をすること。	○自己又は他の利用者にケガを負わせる危険がある行為や他者に迷惑を及ぼす行為
○拡声器、ラジオ等により著しく騒音を発すること。	○公園管理者の許可なく拡声器を用いること、またラジオ等を流すこと。
○公園をその用途外に使用すること。	○公園の本来の用途（休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用）以外の使用

(6) 追加指定

現在時点での具体的計画はないが、大安場古墳群内及び関連遺跡の調査により新たな事実が判明した際にあらためて検討を行う。

(7) 公有化

史跡範囲及び史跡公園範囲については、すでに公有化済であるが、新たな要因が発生した場合には都度検討を行うものとする。

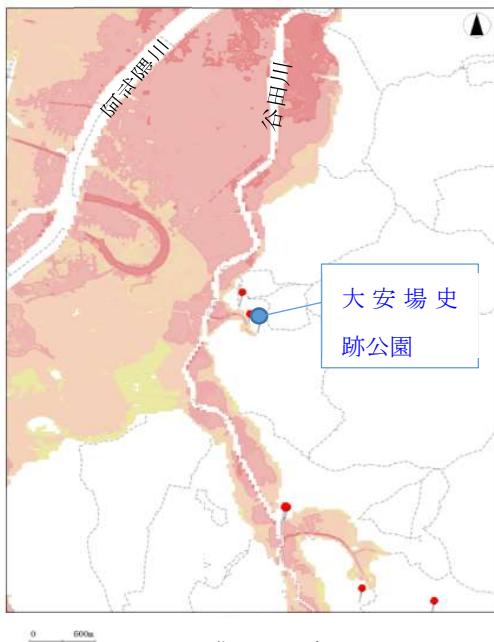
(8) 防災

①現状と立地

田村地区は、阿武隈川及びその支流が流れることから、洪水浸水想定区域に含まれる地域もあり、近年河川改修等による防災対策が進められている。

史跡は当該区域には含まれていないが、近接していることから、公園内は指定緊急避難場所、駐車場は車両避難場所として指定されている。

<周辺地の洪水ハザードマップ>



出典：郡山市 GIS システム

②災害時の体制

史跡における防災上の体制は以下のように設定する。

<防災上の体制>

役割	人数	防災上の役割
隊長（施設管理者）	1	災害状況判断、指揮、命令
通報連絡班	2	避難、通報、指示の伝達
消火班	3	初期消火、重要物品の搬出
避難誘導班	3	避難経路上の安全確保※救護も兼務

③災害時の対応

■安全確認及び被災時の対応

災害発生時には「危機管理マニュアル」及び「消防計画」に基づき、史跡公園内に見学者がいる場合は、人的被害（安否）確認、施設・設備・通信手段・避難場所の被害状況を確認し、安全な避難場所への誘導を行うとともに、関係機関への連絡及び連携して救護活動等を

行う。

なお、被害状況の確認においては、被害が発生した場所、被害の内容、被害の程度（滅失、重度、軽微など）応急対策の実施見込み等を取りまとめて市に報告する。

また、二次被害が想定される場合は、被害発生箇所への一般来訪者立入禁止措置を講じた上で、被害拡大を防ぐための応急措置を行う。

■被災後の対応

災害によりき損した箇所については、人命救助や二次被害拡大のための応急措置以外は出来る限り現状保全を図る。特に史跡の本質的価値を構成する要素については、文化庁、県教育委員会の指導のもとで実施する。

復旧に要する事務手続きについても、文化庁、県教育委員会への相談や指示を仰ぎつつ、被害の状況に応じて、必要な手続きを行う。

④防災対策

■地震対策

大規模地震では、史跡内の文化財に甚大な被害を及ぼすことが想定されている。一方、発生を予測することは非常に難しいため、日常的な状況把握と対策を講じる必要がある。

■火災対策

史跡公園内にあるガイダンス施設では火器の使用を禁止している。ただし、イベントの野焼き体験による燃え移りや落雷による出火などから、園内の樹木等が火災被害を受ける可能性がある。

火災対策としては、指定管理者の作成した「消防計画」に基づき、職員を隊員とする自衛消防隊を組織し、通報連絡、消火、避難誘導に当たるとともに、火災発生時に迅速に対応できるよう、機会を捉えて避難訓練を含む消防訓練を実施する。

また、安全点検についても、日常的な点検はもとより、文化財防火デーに合わせて立入検査を消防署の協力のもと実施し、遺漏なく防火設備等の確認を行う。併せて、史跡公園内の見回りを日々実施し、火災の原因となり得るゴミ等の処理を実施する。

■風水害対策

台風や大雨による風水害については、事前の気象情報の確認に努め、予報や警報の発表前に対策を講じることが必要である。

台風の接近による防風被害としては、倒木・落枝の可能性が高い。常時の適切な植生管理により、倒木・落枝の発生を抑制できるよう心掛ける。

近年のゲリラ豪雨を含め、被害軽減には適切な排水処理が重要であるため、日常的な状況把握と対策を講じる必要がある。

⑤非常災害時における保存管理及び復旧対応

災害等による史跡指定地の地形や環境の変化、遺構のき損、又はそうした事態の恐れが生じた場合において、き損等の防止や復旧に向けて迅速に取り組む必要があることから、想定される緊急事態とそれに対応する対処など例示する。

<非常災害時における保存管理の対応>

想定される緊急事態		行為の内容	現状変更等の許可の有無と対応
き損防止への緊急的な備え	豪雨・台風からの被害防止	・遺構に影響しない簡易な(応急的な)立ち入り禁止の柵設置	・市の許可
	鳥獣被害	・シート又は土のうの設置	・文化庁長官の許可
き損→復旧	土砂の流出入	・き損拡大防止のシート・土のうの設置	・許可不要 ※非常災害のために必要な応急措置に該当
		・流出した個所の復旧・防災対策工事	・文化庁長官の許可
	法面の崩落	・き損拡大防止のシート・土のうの設置	・許可不要 ※非常災害のために必要な応急措置に該当
		・倒木の除去	・許可不要 ※維持管理行為
	暴風雨等による倒木等	・危険木の伐採	・許可不要 ※非常災害のために必要な応急措置に該当
		・危険木の伐根	・文化庁長官の許可

<史跡内の災害復旧対応事例>

番号	年月	原因	事例	被害状況	対応
1	平成 22 年 (2010) 3 月	地震	大安場 1 号 墳前方部の 墳頂部舗装 全面に渡る 亀裂及び法 面崩壊	墳頂部舗装 273 m ² 法面計 120 m ² に渡り、50 cmの崩落。	破損→通報→現場対応（見学者の危険防止のため立入禁止、亀裂範囲拡大を防ぐためシート養生）→き損届→被害調査→現状変更→復旧作業→復旧完了→完了報告
2	令和 4 年 (2022) 3 月	地震	大安場 1 号 墳前方部の 墳頂部に亀 裂	長さ 3 m	破損→通報→現場対応（見学者の危険防止のため立入禁止、亀裂範囲拡大を防ぐためシート養生）→き損届→被害調査→現状変更→復旧作業→復旧完了→完了報告

8. 活用

郡山市及び田村町に関する概要については、前述2のとおりである。ここでは、史跡大安場古墳の活用を中心に述べていきたい。

史跡大安場古墳は、郡山市郊外に位置しており、道路環境については、国道49号線のほか、笛川大善寺線の運用が開始されたことから、郡山南インターへのアクセスも容易になるなど、主として自動車を使用する利用者にとっての環境は整備されている。

史跡大安場古墳のうち、大安場1号墳については、全長約83m、高さ約12mと東北最大級の前方後方墳であり、墳頂部まで登頂が可能である。墳頂部からの眺望は、安達太良連峰や磐梯山、那須連峰を一望出来る絶好のスポットでもある。「東北最大級の古墳からの眺望」は、そこでしか体験できない「オンリーワン」といって良い観光資源であり、活用という観点からPRに欠かせない要素といえる。集客という点からは、インバウンドも考慮に入れる必要があり、前述の国道49号線は、福島空港とのアクセスにも利用され、福島空港からは25分程度で史跡大安場古墳を訪れることが可能であることなど、立地条件から考えられるポテンシャルは極めて高い。

これらの点を踏まえながら、活用にかかる課題、基本方針、方法について以下に述べる。

(1) 活用の課題

史跡大安場古墳の保存及び活用を目的に整備された大安場史跡公園の入場者数は、開園当初は10万人を超えたものの、東日本大震災により、3万人を割り込み、その後は回復傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染拡大に係る行動制限等により再び減少し、近年の入場者数は3万人台を推移するなど、伸び悩んでいるのが現状である。

このほか、現在の大安場史跡公園に係る課題は次のとおりとなる。

①史跡や公園設備関係（ガイダンス施設、園路等）

開園後15年経過しているものの、郡山市内外を問わず、知名度の低さは否めない。

②展示

2024（令和6）年度に開館した郡山市歴史情報博物館の展示が、郡山市の歴史全体を網羅する展示となっているため、展示内容等の棲み分けが必要となる。また、大安場史跡公園ガイダンス施設の常設展の展示内容は、開設時ままである。

③情報発信・広報

定期的な広報や団体利用の手引き・イベント情報のチラシなどを発行しているが、ガイドブックが開園当時のままでその後に追加された内容の追記や、発信方法についても紙媒体だけではなく、SNS等を活用し、市内はもちろんのこと、県内外への発信も強化する必要がある。

(2) 活用の方向性

①史跡や公園関係設備（ガイダンス施設、園路等）

- ・史跡大安場古墳の特性を生かし、魅力の発信による入館者の増加を図る。
- ・各種体験イベントなどソフト面について、「何を伝えていくか」を念頭に置いた事業の検証と必要に応じた見直しを図る。
- ・史跡や関連遺跡に興味があり、更なる知識を求めるこどもや大人が「学べる場」「『わかる』を発見出来る場」としての機能強化を図る。
- ・公園関係設備については、今後も「遊びながら古墳について学ぶことが出来る場」、「市民の憩いの場」としての役割を担っていく。
- ・2024（令和6）年度に開館した歴史情報博物館と連携を図り、本市の考古学研究の発展への貢献を図る。
- ・学校教育の場などを通して大安場古墳に接し、こどものうちから古墳や展示施設に親しめる環境整備を図る。
- ・DXを通してこどもたちの不思議発見や、来園者の興味・関心に応える環境整備を行う。
- ・史跡大安場古墳や周辺遺跡を中心においた調査研究事業を行うなど、研究に重点を置いて取組を検討する。
- ・公園でのイベントを開催し、地元への誘客など観光面での活用を図る。

②展示

郡山市歴史情報博物館がハブ的な役割であることから、史跡公園の展示では大安場古墳や古墳時代に特化した展示内容とすることを念頭におきつつ、ネットモニターのアンケート結果も考慮した内容にする必要がある。



③情報収集、発信、記録広報

- 今回の計画に合わせ、デジタル技術の活用や地域住民、地域ボランティア、来園者によるSNS等での発信を含む様々な手法を複合させた情報発信の充実に努める。
- 魅力の拡散にあたっては、地域とのつながり、地域への拡がりも重要であり、これまで以上に地元の観光協会、学校との連携を図るとともに、連携を通して様々な情報の収集を図る。
- D Xの推進等を念頭に、情報化に対応できる体制づくりを図る。
- 歴史情報博物館や全国の研究機関との連携を通して、最新の研究情報の収集に努める。

(3) 活用の方法

①史跡・施設ごとの方針

■史跡（1号墳）

墳丘は整備されており、墳頂部分には屋外展示として、実際の主体部の位置や壺が墳頂周囲に設置されている。併せて、古墳西側の景色を望むことができることから、見学者には古墳の高さや見晴らしの良さを体感してもらうため、墳頂部に続く園路及び階段は必要であり、安全に利用出来るよう整備する必要がある。

また、東北最大級の前方後方墳である1号墳の雄大さを体感するために、周辺部の園路も不可欠なものであることから、費用対効果を念頭におきつつ、安全に利用出来るよう整備する。

■ガイダンス施設

展示内容については、大安場古墳からの出土品だけでなく、郡山市内で出土した遺物が展示されている。2024（令和6）年度に開館した郡山市歴史情報博物館が郡山市の歴史全体を網羅する施設であることから、棲み分けが必要であり、展示内容の検討を踏まえ、史跡大安場古墳の魅力を一層伝えられる展示や近隣地域の遺跡を中心とした展示替えを行う。

ソフト事業については、説明版により詳しい説明や関連する情報を閲覧出来るQRコードから説明が読める機能の追加や、タブレットを利用した体験学習の導入などデジタル技術を活用した事業展開を図り、こどもから大人まで幅広い世代が利用出来る活用を目指す。

そのほか、体験広場だけでなく、施設内でも体験イベントなども実施しており、これらを通して、郡山市の古墳時代の魅力を伝えていくとともに、「学習スペース」、「レファレンスコーナー」、「発掘調査報告書閲覧コーナー」の設置し、機能強化を図る。

項目	整備の考え方・内容
ガイダンス施設の展示内容	史跡大安場古墳の魅力を一層伝えるため、次に掲げる検討を踏まえた展示替えを行う。 <ul style="list-style-type: none">・大安場古墳に特化した展示・最新の研究結果を踏まえた阿武隈川より東の遺跡の展示の充実

■体験広場

発掘体験や土器の野焼きやかまどを使用したイベントなどが楽しめる空間となってい。ネットモニターの結果から体験イベントの要望が多くなったことから、今後も体験広場を活用した体験型イベントを継続して実施する。

■冒険広場、発見の丘

プランコやアスレチックなどの遊具や古墳時代をモチーフにしたテーブルなどがあり、遊びながら古墳について学ぶことができる場となっており、今後も市民の憩いの場としての役割を担う。また、近年の夏の高温化を踏まえ、四阿や木陰などを引き続き維持する。

■周辺遺跡

史跡公園開設後に始まった調査を通して、正直古墳群が史跡大安場古墳との関係を示唆する結果が見られることから、ガイダンス施設の常設展の見直しや企画展示等を実施し、史跡大安古墳や周辺遺跡への関心が高まるような活用を図る。

②活用分野における連携と活用方法

■歴史情報博物館との連携・役割分担

歴史情報博物館は、郡山市の原始から近現代までの時代の展示を行っており、郡山市の通史を紹介する役割を担っていることから、大安場史跡公園では、史跡大安場古墳に加え、阿武隈川より東の遺跡についての展示を行うほか、体験イベントなどを通じて古代の歴史に触れる役割を担っていく。

■学校教育・大学における活用

毎年、団体利用者向けとして「団体利用の手引き」の発行を行っており、これを継続していく。

郡山市歴史情報博物館、文化財調査研究センターと連携しながら、最新の発掘調査成果の公表や資料を備えるとともに、将来的には大安場古墳を中心においた周辺遺跡の調査研究の場としての活用も視野に入れる。

そのほか、博物館実習を始め、企画展の展示スペースの提供等、学習・研究の発表の場の提供も継続していく。

■社会教育・生涯学習

ガイダンス施設で継続的に企画展や講座などを開催する。

また、隣接する遺跡や文化財を巡り、体験する機会を創出する。

2024（令和6）年度に開館した郡山市歴史情報博物館との連携を図る。

■地域住民との協働体制の確立

公園の東側には宅地が広がっており、地域住民の理解を得つつ、共存していくことが重要である。

また、地域ボランティアを活用し、地域住民自らが史跡及び史跡公園の魅力を来訪者に発信する役割を担ってもらうことに加え、イベント時だけではなく、普段の利用者を見込んだキッチンカーなどの出店も進んでおり、こうした取組を通して地域住民との協働体制の充実を推進する。

■観光

隣接するガイダンス施設では、史跡大安場古墳の魅力を伝える常設展のほか、主に古墳時代の魅力を伝える企画展も実施しており、周辺地域の集客の一助となっている。

また、春と秋の年2回実施される「古墳まつり」では、史跡公園全体を活用したイベントや地元観光協会とのタイアップなどを実施し、観光地としての役割も担っている。

今後も、各種イベントはもとより、史跡周辺を一望出来る大安場1号墳をはじめ、周辺遺跡と併せて、魅力の発信など、観光面で一層の活用を図っていく。

③周遊の方法

■施設内の周遊

史跡に触れ、学ぶために古墳周辺の園路による周遊性を確保し、散策しながら史跡等について学ぶ情報を提供する説明板を設置するなど、史跡の有効活用を図る。

■近隣遺跡との周遊

周辺の文化財のひとつとして正直古墳群がある。正直古墳群は、大安場古墳群と同時期に築造されて、被葬者の中には位が高い人物もいることが判明している。川の対岸に位置している立地や築造時期から大安場古墳群との関係性が示唆できることから、展示を含めて、屋外イベント等、史跡大安場古墳と連携した活用を図っていく。

④情報収集、発信、記録広報

最新の研究成果など学術面だけではなく、郡山市外や県外の史跡の活用例や史跡のある地元との連携事例などの情報収集に努め、収集した情報を今後の活用に反映していく。

インターネットを通じて多くの人たちが繋がる社会で、ガイダンス施設が有する研究成果などの情報、施設で実施したイベントに参加された方々から寄せられた意見などのデジタル化を進める。

また、現在、指定管理者が発行しているガイドブックや広報誌、イベント情報のチラシの発行は継続しつつ、ウェブサイト、SNSなどを積極的に活用するほか、市や施設管理者だけが情報発信を行うのではなく、利用者自らが発信する「情報発信者の多様化」を図るとともに、イベントの周知だけではなく、「東北最大級の前方後方墳」「東北で一つしか出土していない腕輪形石製品」「周囲を見せる眺望景の素晴らしい」などの大安場古墳特有の魅力を積極的なPR、デジタル化した記録の発信など「発信内容の多様化」を進める。

これら、情報収集、発信、記録広報を複合的に実施し、知名度アップ及び集客に繋げる。

9. 整備

(1) 整備の課題

①史跡

大安場1号墳及び2号墳については、既に整備は完了しているものの、1号墳については、2010（平成22）年3月及び2022（令和4）年3月の地震で法面の崩壊や墳頂部舗装に亀裂が入るなどの被害がでており、災害発生時には甚大な被害を受ける可能性がある。

②公園施設等の維持・管理

開園後15年が経過していることから、経年劣化が見られており、ランニングコストの面からも園路や墳頂部へ登頂する階段については、安全性を確保しつつ、耐久性の高い部材を検討する必要がある。

(2) 整備の方向性

①史跡

整備は完了しているが、より史跡の魅力を伝えるために機能の向上を図るとともに、「史跡大安場古墳の価値の継承」という観点から、史跡の適切な保護に必要な再整備を実施する。また、地震等災害により被害が発生した場合は、安全性を確保するとともに、被害の迅速な把握と、史跡の保護に努める。

②公園施設等の維持・管理

階段及び園路の全面的な再整備を行うに当たり、特に園路については、利用状況や耐用年数等を勘案した上で、実状に合った整備を実施する。

レクリエーション施設としての施設機能を維持するため、休憩所や遊具の整備・更新を実施する。

(3) 整備の方法

①史跡

平時の保存管理においては、日常的な点検を実施し、枯木の伐採など史跡の維持管理に努める。災害発生時の対応としては、国、県と連携を図りつつ、早期の復旧に努める。

②公園施設等の維持・管理

開園後15年が経過していることから、園内随所に経年劣化が見られており、ランニングコストの面からも園路や墳頂部へ登頂する階段については、安全性を確保しつつ、耐久性の高い部材や、利用者が使いやすいものを検討した上で、結果を反映した整備を実施する。

休憩所や遊具については、日常点検による安全性の確認、不具合の早期発見・修繕を実施し、利用者のニーズを満たすよう努める。

(4) 整備基本計画

○史跡公園内の地区区分

地区区分	地区の概要と課題	整備の方向性
史跡エリア (発見の丘)	<p>国指定史跡「大安場古墳」を中心とするエリア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大安場1号墳や2号墳など大安場古墳の本質的価値の中心となるエリアとして位置づけられる。 ・大安場1号墳は、墳頂部まで階段が整備されており登頂が可能だが、経年劣化による階段の痛みが進んでいる。 	史跡の本質的価値の保全のみならず、利用者の安心・安全への配慮などにも考慮した整備を行う。
公園西側エリア (体験広場)	<p>ガイダンス施設や体験広場を中心とするエリア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡大安場古墳をはじめ、郡山市内から出土した遺物が展示されているガイダンス施設や、様々な体験イベントを実施する体験広場が整備されており、大安場史跡公園の「学びの場」の中心。 ・ガイダンス施設の常設展については、開設以来変更されていない。 	様々な体験イベントを通して史跡大安場古墳が作られた古墳時代を学び、体感する場として継続的に運用できるよう、維持・管理に努める。
公園東側エリア (冒険広場)	<p>冒険広場を中心とするエリア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブランコや大型遊具などが整備されており、家族で楽しめる憩いの場。 ・トイレや四阿、園路など経年劣化による傷みが各所に見られる。 	<p>公園東側エリアだけではなく、より良い見学のため公園全体の園路配置の再検討を行い、必要とする園路の整備を行う。</p> <p>また、将来的に必要となるトイレや四阿などの整備方針についても明記する。</p>

①保存に関わる整備の計画

史跡大安場古墳の本質的価値を後世に継承していくため、史跡の本質的価値の中心となる大安場1号墳や大安場2号墳の適切な保存のための整備を行う。

ア) 本質的価値を構成する遺跡の適切な保存

大安場1号墳及び大安場2号墳は、既に整備されていることから、今後も日常的な点検の実施を通して、適切な管理に努める。

また、大安場1号墳は東日本大震災及び2022（令和4）年3月の福島県沖地震の二度にわたり法面の崩壊や、墳頂部アスファルトに亀裂が入るなど災害時に被害が生じている。

これらを踏まえ、災害発生時は被害の有無などを迅速に把握し、被害が発生した際は国・県と連携し、速やかな復旧に努める。

また、古墳周辺を対象とする監視カメラについては、誤った活用による古墳への被害を防止する必要があることから、長寿命化含め落雷対策を施したカメラを2026（令和8）年度に整備する。

整備対象		整備の考え方
遺跡	大安場1号墳 大安場2号墳	既に整備されていることから、日常的な点検を実施し、適切な管理に努める。 災害等発生時には、被害の有無を迅速に把握、被害が生じた場合は、国・県と連携し、速やかな復旧に努める。
	大安場3号墳 大安場4号墳 大安場5号墳	宅地造成により墳丘が失われている古墳もある。 大安場古墳の本質的価値を構成する要素として、今後も適切な管理に努める。

史跡大安場古墳 被災時の状況	
	

東日本大震災
(法面崩落)

令和4年3月福島県沖地震
(墳頂部亀裂/※本体被害無)

イ) 樹林環境の維持・管理及び樹林のあり方の検討、整備の実施

大安場1号墳周辺をはじめ、史跡公園内には様々な樹木が生育している。「森林を維持してくための整備（外来種を除く）」を行うにあたり、「伐採を要する樹木」と「育てる樹木」を把握し、景観や安全性を考慮した適切な植栽管理を行う。

項目	整備の考え方・内容
樹木管理	<p>樹木の生育や景観及び利用上の支障木の伐採や剪定を行う。 なお伐採後は、必要に応じて補植を行う。 伐採・剪定の対象は以下の視点で選定する。</p> <p>＜伐採・剪定の対象木＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マツクイムシ等の病害虫被害木 ・墳頂部からの眺望を阻害していく支障木 ・利用者の安全上の支障木 ・剪定の範囲については、眺望の阻害や来訪者の動線を遮る部分などを基本とする。
病害虫対策	マツクイムシ等による松枯れの防除については、これまでも定期的に実施しており、今後も防除を継続的に実施するとともに、健全な生育環境にしていくために、定期的な樹木の伐採・枝打ち等の管理を行う。

マツクイムシ等による松枯れの防除	
	
薬剤の樹幹注入	薬剤注入孔補修

植栽の発病状況	
	

②活用に関わる整備の計画

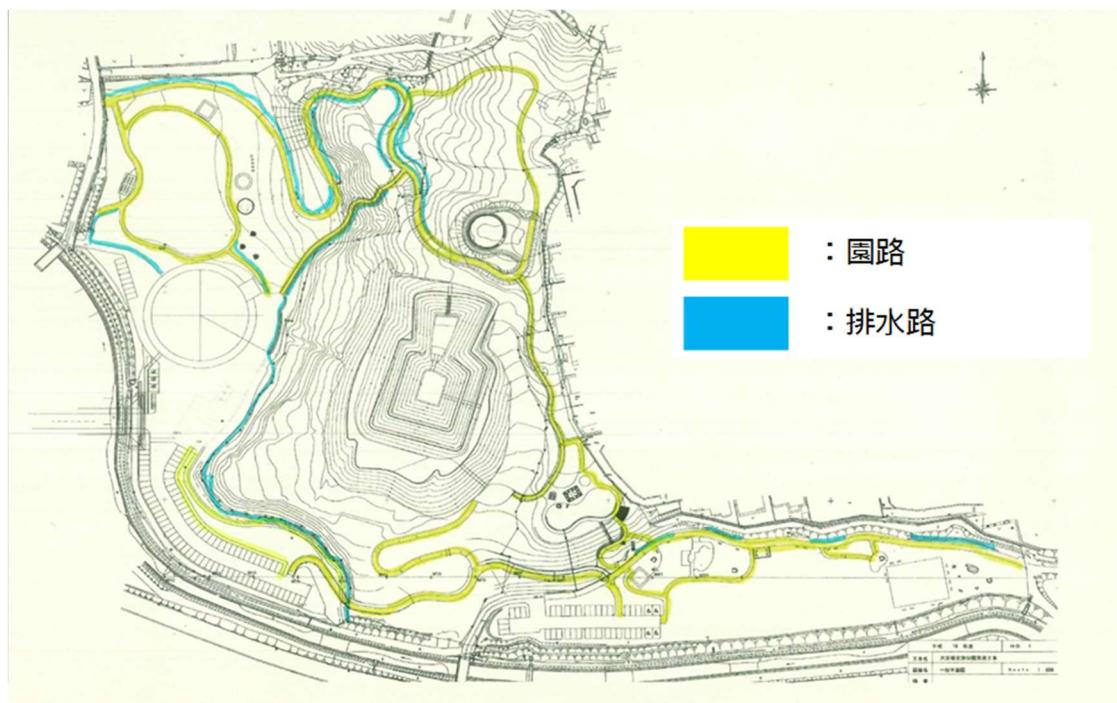
ア) 園路の整備

史跡大安場古墳を中心とする史跡エリア、ガイダンス施設や体験広場を中心とする公園西側エリア、冒険広場を中心とする公園東側エリア、これら三つのエリアの全てを散策出来るよう園路が整備されている。開園後15年が経過し園路の随所に傷みが生じてきているが、その原因は経年劣化、近年のゲリラ豪雨など大量の雨水に対応しきれない排水設備や路面素材の問題などが考えられる。

大安場古墳の雄大さの魅力を伝えるには古墳周りや園内を回遊する園路が必要であり、適切な排水計画とともに安全性を確保しつつ、コストパフォーマンスを意識した整備を行う必要がある。整備にあたっては、これらの問題に対する検討を踏まえ、2026（令和8）年度に実施設計を行い、2027（令和9）年度から順次、計画的に整備を実施する。

項目	整備の考え方・内容
園路	<p>利用に当たっての安全性を確保するため、次の点に配慮しつつ、園路整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・ゲリラ豪雨など現在の自然環境に対応可能な排水設備・利用者の安全性の確保、より耐用年数の長い園路素材・利用状況や学びの場、憩いの場としての役割などを踏まえた園路範囲

○大安場史跡公園園路及び排水路配置図



園路 破損状況



大雨時の水路稼働状況及び被害



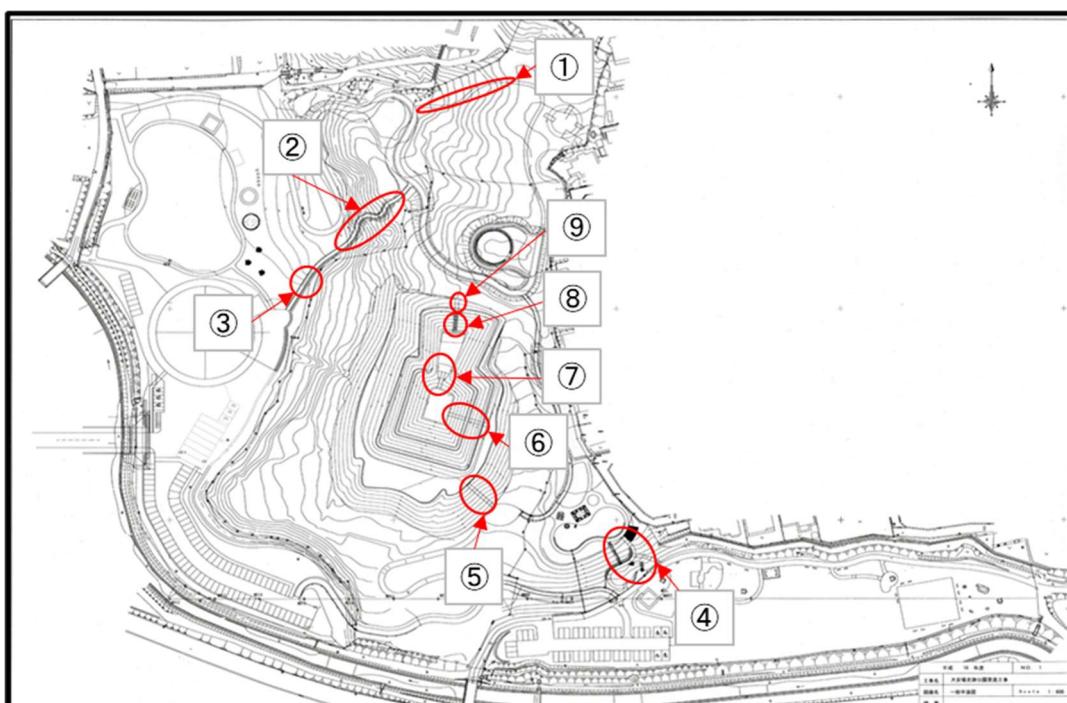
イ) 階段の整備

史跡大安場古墳のうち、大安場 1 号墳については墳頂部までの登頂が可能であり眺望を楽しむことが出来る。登頂のために階段が整備されているが、経年劣化から傷みが顕著であり、利用者の安全性の確保の観点から整備が必要である。また、擬木で整備した階段については、滑りやすいといった安全性の課題であることから、適切な材質の選択が必要である。

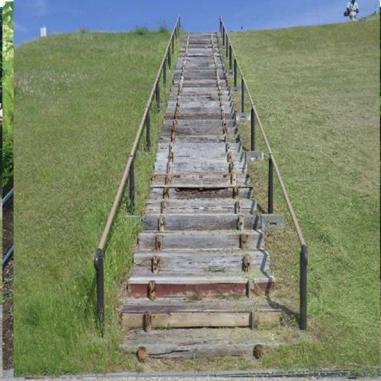
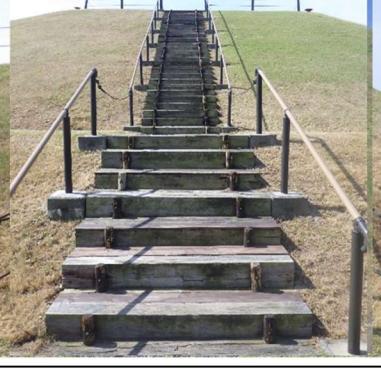
これらの問題に対する検討を踏まえ、2026（令和 8）年度に実施設計を行い、2027（令和 9）年度から順次、計画的に整備を実施する。

項目	整備の考え方・内容
階段	<p>利用に当たっての安全性を確保するため、次の点に配慮しつつ、階段を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none">利用者の安全性の確保、より耐用年数の長い階段素材利用状況を踏まえた階段範囲

○大安場史跡公園各階段の現状



番号	遠景	近景
①		
②		
③		
④		

番号	遠景	近景
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

番号	遠景	近景
⑨		

ウ) 便益施設の整備

ガイダンス施設は、史跡大安場古墳の魅力を伝える常設展のほか、主に古墳時代の魅力を伝える企画展も実施しており、周辺地域の集客の一助となっている。

常設展示については、歴史情報博物館との役割分担を踏まえつつ、2026（令和8）年度から小規模な整備を開始しつつ展示内容の見直しを行い、必要に応じて実施設計のうえ、再整備を行う。

トイレ、四阿、ベンチ、大型遊具等は、子どもから大人まで楽しめる公園東側エリアや体験広場がある公園西側エリアに設置されている。

ガイダンス施設やトイレ等の便益施設は、前述の園路や階段と比較すると軽度な劣化ではあるものの、今後、経年劣化等による施設の老朽化が考えられることから、状態を確認し、計画的な修繕により長寿命化を図りつつ、将来的には建替えも視野に入れた整備を行う。

10. 運営・体制

(1) 運営・体制の課題

指定管理者と連携し、市民ニーズを満たすサービスを提供する。

学校教育、観光、ボランティア団体、地域住民等との協働体制の構築と強化等の検討が必要である。

(2) 運営・体制の基本方針

史跡を含む公園全体の管理運営は、公募により決定した指定管理者が、適宜郡山市文化振興課と協議して運営を行う。

(3) 運営・体制整備の方法

①保管管理に関する体制

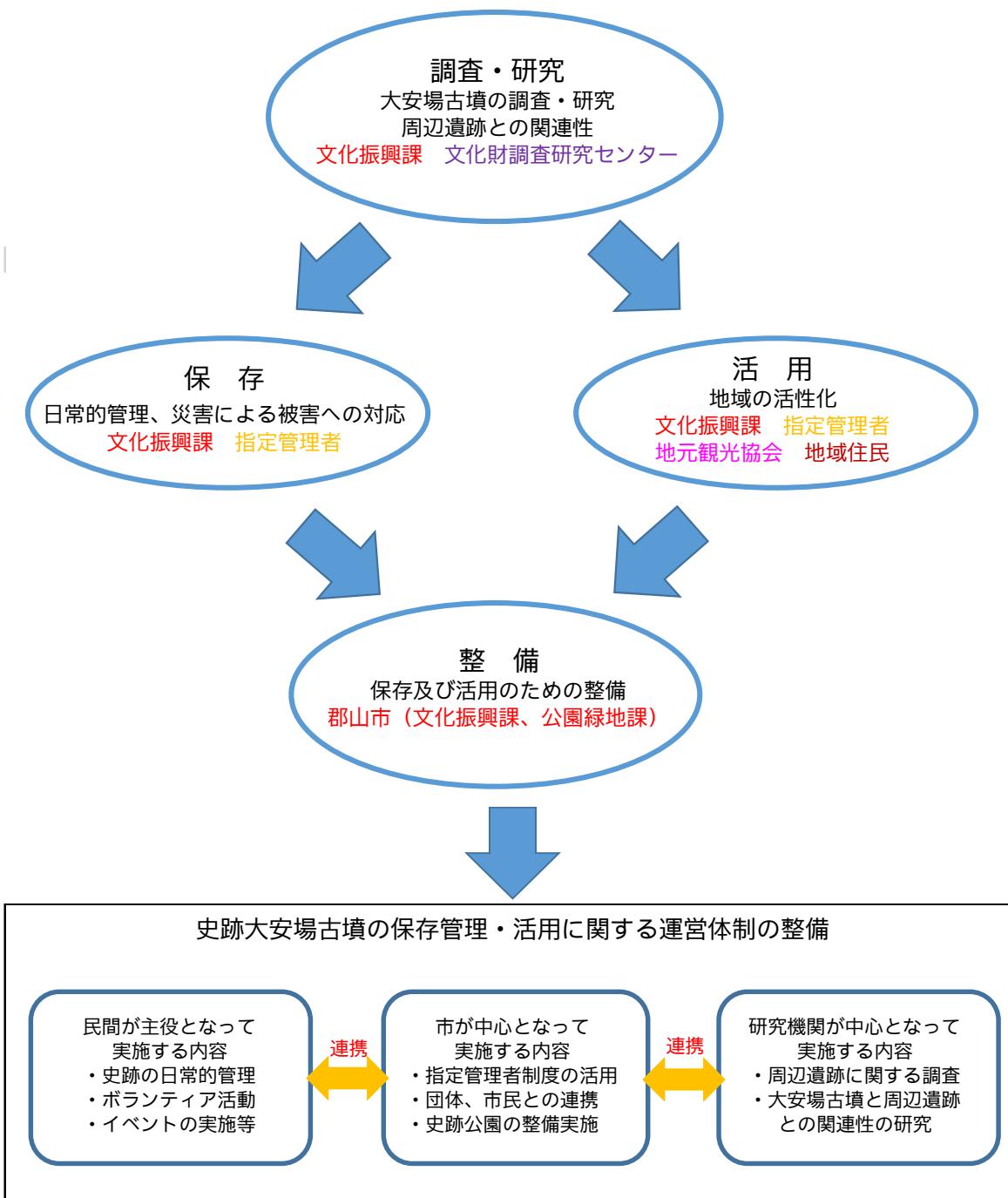
定期的な見回りや点検等の維持管理を行っており、倒木や斜面崩落があった場合は随時対応するとともに、市に報告する。

②活用に関する運営の体制

指定管理者との協定に基づき、指定管理者が実施する委託事業、提案事業、自主事業において、各種講座や体験イベントを実施する。

<管理運営・体制整備のダイヤグラム>

史 跡 大 安 場 古 墳 の 保 存 活 用



11. 実施計画

前章までに示した保存活用及び整備の実践に当たって、優先度や実施期間の検討を行い、さらに実施主体者を明確にすることが必要である。以下の表に、主な施策と、実施主体及び実施時期を示す。実施時期は、▽：実施中、○：短期（～5年）、◎：中期（5～10年）、●：長期（10年以上）として表記する。

＜主な施策と実施計画＞

主な施策		実施主体			実施 時期 (年度)
		行政	指定 管理 者	住民	
保存・ 管理	史跡の日常的管理		▽		常時
	史跡を除く公園内の日常的管理 ※樹林関係の維持管理含む		▽		常時
	ガイダンス施設の日常的管理		▽		常時
	災害時による被害発生時の対応	▽	▽		被害発生時
	監視カメラの整備	○			R 9
活用	パンフレットやSNSを活用した情報発信		▽		常時
	ガイダンス施設の展示更新	▽			R 8～
	史跡公園を活用したイベントの実施 歴史講演会、企画展の実施		▽	▽	イベント時
	最新の発掘調査成果の紹介		○		R 8～
	地元ボランティアの活用		▽	▽	常時
整備	園路（階段等を含む）の整備（①） 墳頂部への階段の整備（②）	○			①R 9 ②R 10
	説明版、案内板の検討・整備	○			検討後随時
	休憩所、トイレ、ガイダンス施設 の大規模改修	◎			R 11～
	遊具等の更新	◎			R 11～
	運営 その 他の 体制	指定管理者制度導による管理運営の実施	▽	▽	常時
	郡山市歴史情報博物館をはじめとした歴史関係施設との連絡調整	▽	▽		実施中

<主な施策のスケジュール>

国指定
30周年

	主な施策	令和8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	備考
保存 管理	史跡の日常的管理	■	▲									
	史跡を除く公園内の日常的管理	■	▲									
	※樹林関係の維持管理含む	■	▲									
	ガイドンス施設の日常的管理	■	▲									
	災害等による被害発生時の対応	■	▲									
	※随時対応	■	▲									
活用	監視カメラの整備	■	▲									
	パンフレットやSNSを活用した情報発信	■	▲									
	ガイドンス施設の展示更新	■	▲	▲								
	(①)小規模 (②)大規模	■	▲	▲								
	史跡公園を活用したイベントの実施	■	▲									
	歴史講演会、企画展の実施	■	▲									
整備	最新の発掘調査成果の紹介	■	▲									
	地元ボランティアの活用	■	▲									
	園路(階段等を含む)の整備(①) 墳頂部への階段の整備(②)	■	▲	▲								
	説明板、案内板の検討、更新	■	▲									
	ガイドンス施設、休憩所、トイレの大規模改修	■	▲									
	遊具等の更新	■	▲									
運営 その他 体制	指定管理者制度による管理運営の実施	■	▲									
	郡山市歴史情報博物館をはじめとした歴史関係施設との連絡調整	■	▲									
計画	計画の改訂										▲	改訂

■: 検討 ▲: 実施設計 ▲: 整備 ▲: 実施結果の検証・今後実施内容の検討
△: 市で計画する大規模改修

12. モニタリング

保存管理については、施設と連絡、連携を密にし、必要に応じて確認を行う。活用及び運営体制の確認については、指定管理者制度を導入していることから、年度ごとに事業等に関する評価実施時に確認を行うものとする。